

岩手県薬剤師会誌

イハートブ

第86号
2021

巻頭言・寄稿・会務報告・理事会報告・委員会の動き・
地域薬剤師会の動き・検査センターのページ・薬連だより・
最近の話題・質問に答えて・リレーエッセイ・話題のひろば・
職場紹介・会員の動き・保険薬局の動き・求人情報・図書紹介

編集・発行／一般社団法人岩手県薬剤師会 令和3年7月31日



岩手県医薬品卸業協会

株式会社スズケン岩手

〒020-0125 岩手県盛岡市上堂4-5-1

☎019(641)3311

東邦薬品株式会社岩手営業部

〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ2-7-15

☎019(646)7130

東北アルフレッサ株式会社

岩手第一営業部 〒020-0846 岩手県盛岡市流通センター北1-4-7

☎019(637)3333

岩手第二営業部 〒027-0052 岩手県宮古市宮町3-9-14

☎0193(62)3638

株式会社バイタルネット岩手営業部

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12

☎019(638)8891

株式会社メディセオ北海道・東北支社岩手営業部

〒025-0312 岩手県花巻市二枚橋第5地割6-26

☎0198(26)0552



「考える」

(一社) 岩手県薬剤師会

常務理事 湊 谷 寿 邦

最近、考えたことを書いてみたい。このテーマへのこだわりは、我々はホモサピエンスだからであり、今からのデジタル革命を思えば人間としての最大の武器と考える。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大から、1年余り。消費行動の変容は想像以上で、業態の勝ち負けははっきりした。なんと負け組の1つがコンビニエンスストアだ。例えば、セブンイレブンでは購入単価が日本一高いのは北海道の北見市で、最も低いのが東京の銀座周辺だ。2倍の開きがあるという。理由は北見市ではセブンがミニスーパーの役割を果たし、来店客が生活必需品を多く購入するからだ。一方、銀座はコーヒーなど限定された買い物にとどまる。テレワークももちろん影響していると思われる。セブンイレブン永松社長は2万店あれば2万通りの売り場があっていいが口癖とのことだ。さて、薬局に目を移せば、約6万店あるから、6万通りの売り場があっていいと思うがいかがだろうか？その矢先、6月3日に埼玉県狭山市にローソンが「ローソンマチの本屋さん」1号店をオープンした。今の時代、本屋さんの減少を考えれば地域によっては住民に支持されると考える。
2. 薬薬連携について考えていることがある。まず、薬薬連携の必要性は在宅訪問を経験すると本当にわかる。何しろ我々が日常、支援している患者さんは在宅、入院に関わらず途切れのない医療、介護、生活支援が必要だからだ。そうすると様々な情報が本当に必要になる。多職種連携は、薬剤師にとっては真っ先に薬薬連携が必要と考えている。今年の岩手県薬剤師会の薬薬連携の検討会で真剣な議論が繰り広げられている。微力ながら心から協力したいと考えている。
3. 薬剤師による6年制薬学部薬学教育モデル・コアカリキュラムが2022年度に改訂される見通しと文部科学省の話として聞こえている。1年間の準備期間を経て医歯学部と同じく24年度入学の学生から適用とのことである。新型コロナウイルスのワクチン接種を巡って関心が高まった薬剤師による注射手技がどのような議論になるか注目される。今後、保険薬局では、病気のみならず、未病解消、健康維持にも貢献

が求められている。まさしく、ワクチン接種を近未来には、薬剤師が対応することになるのではないだろうか。まさしく、コロナ禍で世の中の流れが大きく変わったと考える。また、緊急避妊薬のOTC化が再度、厚労省で議論が始まった。まさしく、薬剤師に自己研鑽、生涯教育、リベラルアーツのバランス感覚を備えた人間力が求められていると考える。

4. 地球温暖化について最近真剣に考えている。貧困、格差、水資源の枯渇、生物多様性の喪失、災害の増加（水害、熱波、スーパー台風、干ばつ、山火事、洪水等）永久凍土の氷解、感染症の増加、海産物の変化等明らかに感じるが多くなったと感じる。薬剤師の使命として災害対応は今後も増えることがあっても減ることはないと考えている。最近知りえた情報だが、ビルゲイツ率いる財団が、人間を死に至らしめる生物のランキングを発表している。1位は蚊である。蚊に媒介される感染症であるマラリア、デング熱、ウエストナイル熱、日本脳炎などが温暖化とともに増加することを環境省が予測している。また、永久凍土の氷解で、モリウイルスがこの世に出現したという記事も目にした。地球温暖化も公衆衛生の観点からしっかり勉強する必要があると考えている。
5. 最後になるが、厚労省が示している物から人へのシフトの事である。レイ・カーツワイルが収穫加速の法則で計算したところ我々はこれから、100年で2万年分の技術変化を経験するという。つまり、これからの1世紀で農業の誕生からインターネットの誕生までを2度繰り返すくらいの変化が起こるわけだ。まさしく、デジタル革命が起きているが、対極にある人間を研究する必要があると考えている。何故なら、我々が医療サービスを提供しているのは患者さんだが、人間である。

追伸

サラリーマン川柳（第一生命保険）

- 1位 会社へは来るなと上司、行けと妻
- 4位 嫁の呼吸、五感で感じる全集中
- 5位 じいちゃんにJ.Y.parkの場所聞かれ
- 8位 YOASOBIが大好きと言い、父あせる

★★★ もくじ ★★★

巻頭言……………	1	最近の話題……………	30
寄稿……………	3	質問に答えて……………	31
第73期定時総会……………	8	東日本大震災から10年……………	35
会務報告……………	15	リレーエッセイ……………	37
受賞おめでとうございます……………	16	話題のひろば……………	38
理事会報告……………	17	職場紹介……………	40
委員会の動き……………	18	会員の動き……………	42
部会の動き……………	20	保険薬局の動き……………	45
地域薬剤師会の動き……………	22	求人情報……………	46
検査センターのページ……………	25	図書紹介……………	47
薬連だより……………	27	編集後記……………	48

《令和3年 岩手薬学大会の中止のお知らせ》

令和3年 岩手薬学大会につきまして開催を検討しておりましたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の状況をうけ、本年も中止とさせていただきます。

参加を予定していただいていた方々にはご不便をおかけします。

何卒、ご理解の程よろしくお願い致します。

岩手薬学大会実行委員会

大会長 工藤賢三（岩手県病院薬剤師会 会長）

日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度が電子化されます。

日本薬剤師研修センターの研修薬剤師認定制度が電子化され、令和3年10月(予定)から、「薬剤師研修・認定電子システム（略称：PECS）」が稼働いたします。

PECSの稼働後は、研修の受講や認定申請等はこのシステムのみで行うことになりますので、各自お早めにご登録いただきますようご案内いたします。

登録方法等、詳細は下記の日本薬剤師会研修センターのホームページをご確認ください。

<http://www.jpec.or.jp/sien/system/index.html>

医療安全と法律 ～裁判事例の検討から～

【はじめに】

東京都千代田区所在の三宅坂総合法律事務所に所属しております弁護士伊東亜矢子と申します。この秋で弁護士登録後丸20年となり、平素、医療機関や介護施設のご相談、企業の人事労務にかかわるご相談などをお受け致しております。

この度お声掛けを頂き、岩手県病院薬剤師会及び岩手県薬剤師会合同研修会にて「医療安全と法律 ～裁判事例の検討から～」とのテーマでお話をさせて頂きました。

本当は、実際にお伺いして、皆様のお声も直接お聞きしながらお話をさせて頂きたかったのですが、コロナ禍でそれがかなわず、Web実施となりました。私は未だにガラケーを使っており、IT化の波に完全に乗り遅れた人間でして、Web実施には大変不安がありましたが、皆様のご協力を得てどうにか進めさせて頂きました。また本稿のご依頼も頂き、光栄に存じます。以下、研修会でお話をさせて頂いた内容をベースにまとめさせて頂きます。

【薬剤師の任務・業務と法律】

先日、朝日新聞で薬剤師の皆様のお仕事についての連載記事が掲載されていたのですが、それによると全国の薬局の数は約6万軒とコンビニより多く、薬局に勤務する薬剤師の数は18万人以上とのことでした。とても多くの皆様が活躍されているのだと改めて感じました（ちなみに、弁護士の場合は2020年3月末時点で4万2千人強というところですよ）。

コロナ禍では、薬剤師の皆様もワクチン接種に携わって頂くことが求められ、2021年5月13日付で公益社団法人日本薬剤師会薬剤師から「一般の方々に向けた新型コロナウイルスワクチンに関するFAQ」が公表されるなど、多大なご尽力を頂いているところと存じます。

法律上、薬剤師の任務は「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆

三宅坂総合法律事務所 弁護士 伊東 亜矢子

衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」ことと定められ（薬剤師法（以下「法」といいます。）1条）、医師等が自ら調剤する一定の場合を除き、薬剤師でなければ販売・授与の目的で調剤してはならないものと定められています（法19条）。

薬剤師は、調剤の求めがあれば正当な理由なく拒んではならず（法21条／医師の応召義務類似の定めです）、処方せん中に疑義があれば交付した医師等に問い合わせて疑義を確かめた後でなければ調剤してはならないとの義務も課されています（法24条）。また、調剤を行ったときは、患者又はその看護に当たっている者に対し、必要な情報提供と薬学的知見に基づく指導を行わなければならないともされています（法25条の2）。この法25条の2には、新たに「患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又はその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない」として事後のフォローアップの義務を定めた2項が設けられ、2020年9月より施行されています。

フォローアップについては、公益社団法人日本薬剤師会から2020年9月に「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き」が出されており、ご参考として頂けるかと存じます。

上記の法改正は、地域で患者が安心して医薬品を使う環境作りを柱とする一連の法改正の一環としてなされたものであり、ほかに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」といいます。）の改正により、従来は調剤時に必要であった対面による服薬指導が、一定の要件の下オンラインでも可能となりました。具体的には、上記服薬指導について定めた薬機法9条の3・1項の「対面」に、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の

方法により薬剤の適正な使用仕様を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるもの」を含むこととする改正がなされ、前述の法 25 条の 2・2 項と同様、2020 年 9 月より施行されています。

法においては他にも、処方せんや調剤録に必要な事項を記入し、一定期間これを保存する義務（法 26 条から 28 条）も定められており、必要事項としては法 24 条に基づく疑義照会を行った場合の回答や、フォローアップの内容も含まれることにはご留意頂ければと存じます。

【法的責任】

次に、薬剤師の皆様の日々の業務に関連して生じ得る法的責任についてご説明します。

法的責任には大きく分けて民事責任、刑事責任、行政責任の 3 種類があります。

民事責任は、薬剤の投与・提供や説明が不足していたことなどに起因して患者さんに何らかの有害事象が生じた際に、患者さんが被った損害を賠償する責任です。患者さんと診療契約を締結した医療機関が負う契約上の責任（民法 415 条）と、医療従事者個人が負う不法行為責任（民法 709 条）があります（医療機関は医療従事者個人が上記の責任を負う場合、その使用者としての責任（民法 715 条）も負う可能性があります。）。

刑事責任は、罰則が定められた法律上の義務に違反した場合に刑罰を科されるものです。法においては、前述の疑義照会義務（24 条）や処方せん・調剤録の記録、保存義務（26 条から 28 条）につき罰則が定められており、これらの義務に違反した場合 50 万円以下の罰金が科され得ることとなります。他にも一定の場所で調剤を行う義務（法 22 条）、処方せんによってのみ調剤を行う義務（法 23 条）、調剤した薬剤の容器等に必要事項を表示する義務（法 25 条）についても罰則が定められており、これらの義務に違反した場合 1 年以下の懲役・50 万円以下の罰金が科され得ることとなります（懲役・罰金どちらか一方の場合も両方の場合もあります。）。

業務上必要な注意を怠り、これにより患者さんが死傷する結果となってしまった場合、業務上過失致死傷等罪として 5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金が科され得ることとなり

ます（刑法 211 条）。また、業務に際して知り得た秘密を漏らしてしまった場合、秘密漏示罪として 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金が科され得ることとなります（刑法 134 条 1 項）。この秘密漏示罪は、薬剤師の職を退職した後で秘密を漏らしてしまった場合でも科され得るものであることには念のためご留意ください。

最後に行政責任は、罰金以上の刑に処せられた場合、薬事に関し犯罪又は不正の行為があった場合、薬剤師としての品位を損するような行為があった場合などについて、厚生労働大臣から戒告／3 年以内の業務停止／免許の取消しの処分を受けるというものです。報道によると、2020 年 12 月 25 日、免許取消し 1 名、1 ヶ月～3 年の業務停止 4 名、戒告 3 名の行政処分が行われたとのことでした（免許取消し、業務停止 3 年の処分対象事実は薬剤師としての業務そのものに関連するものではありませんでした。）。

【医療現場における紛争】

医療現場においては、薬剤の投与・提供を含む診療行為全般にかかわるものは勿論、それ以外にも、転倒転落などの施設事故にかかわるもの、個人情報に関するトラブルや医療費の請求にかかわる問題など、様々な紛争が生じ得ます。

私どもが紛争に関するご相談を受けた際、まず、患者さんにいかなる有害事象が生じ、患者さん（や家族）が何を求めているのかを確認します。

ご相談の中には、有害事象は生じているものの医療従事者において必要な注意義務を怠っていたとはいえないケースや、ことによると医学的評価においては「有害事象が生じた」とすらいえないケースもあります。そのような場合でも、診療契約上、「起こったこと」についての説明を行う義務はあると解されており、説明の場は求めがあれば設けることをお勧めしております。

一方、業務上の注意義務を怠った、法律違反があったと考えざるを得ないケースでは、適正な損害賠償の提示も併せて行うこととなります。

ただ、どれほど誠意を尽くして説明し、法律上適正な金額の損害賠償を提示しても、患者さん側が納得されず、度重なる面談を求められるような場合もあるかと思います。当事者間での直接の話し合いによる解決が困難である場合、双方と利害関

係のない中立な第三者を介した話合いの場を設定することも有用です。このような場の一つとして、いくつかの弁護士会において医療 ADR の制度を有しています¹。私が所属している東京の弁護士会によるものでは、平素医療機関側で業務を行っている弁護士、患者側で業務を行っている弁護士、民事調停の制度等に詳しい弁護士があっせん人となり、3名で双方のお話を伺い、解決のサポートをしています（当事者のご意向を伺い、あっせん人2名体制で実施することもあります）。

患者さん側で申立ての手続をとることが難しい場合、医療機関側から申立てをすることもできますので、このような制度をご利用頂くこともご検討ください（他県への出張相談も対応できる可能性があり、この点も各会にお気軽にお問合せ頂ければと思います。）。

1 日本弁護士連合会 医療 ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/adr/medical_adr.html

【裁判について（刑事）】

さてここから、実際の刑事裁判、民事裁判についてお話を致します。

まず刑事裁判について、調剤業務における刑事責任は、具体的にどのような場面で生じ得るのでしょうか。調剤業務は医師等が作成した処方せんに従い薬剤師が行うものであり、医師等は処方せん通り調剤されることを信頼し、薬剤師は処方せんに間違いはないと信頼する、という関係が背景にあります。この信頼が破られた場合、すなわち、処方せん自体に誤りがあった場合は医師等の過失となり、処方せん通りに調剤を行わなかった場合は薬剤師の過失となります。もう一つ、薬剤師には処方せんに関する疑義照会の義務がありますので（法 24 条）、これを怠った場合も薬剤師の過失となり得ます。実際の例では、処方せん通りの調剤がされず患者に死傷の結果を生じてしまったケースにおいて、薬剤師に罰金 25 万～50 万円が科されているものがあります。また、ある抗がん剤について医師が「5mg」と処方指示を出したのに、看護師が誤って注射液処方せんに「50mg」と記載し、薬剤師がそのまま調剤し、医師がこれを注射し、患者が亡くなってしまったというケースがありました。この件では、最初の指示が見誤

り易い文字であったことや注射時の確認が不十分であったことを理由として医師に過失があるとされたほか、当該抗がん剤において 50mg は通常の使用量を大幅に超えたものであり疑義照会を行うべきであったのに、これを行わずそのまま調剤したことについて薬剤師にも過失があるとされ、医師 50 万円、薬剤師 30 万円の罰金が科されました。【裁判について（民事）】

次に民事裁判についてお話し致します。まず、医事関係の裁判は、年間どのくらい起きていて、どのくらいの割合で医療機関側が敗訴となっているものか、皆様ご存知でしょうか。

現状、医事関係訴訟については、年間概ね 700 件台後半から 800 件台の新たな事件が提起されており、第一審（地方裁判所）において事件が終結するまでの平均審理期間が約 2 年となっています。ほぼ半数が和解により終了し、判決が下されるに至ったうちの 2 割前後が医療機関側の敗訴となっています。医事関係訴訟以外の通常訴訟の場合、逆に、原告（訴えを起こした側）が 8 割を超える割合で勝訴となっており、これと比較すると、専門的知識をふまえた立証が必要となる医事関係訴訟は原告（患者）側にとって難しいものであるといえます。

医療裁判は全国でたくさん起きていて、巻き込まれたが最後敗訴となるリスクが高いのではないかと、思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、決してそのようなことはなく、過度におそれ頂く必要はないものと考えております。

このことをまずはお伝えしました上で、薬剤師の民事責任が問われた裁判についてお話し致します。東京地方裁判所平成 23 年 2 月 10 日に判決が下されたもので、当事者双方が控訴せず、確定となっています。

事案は、A 病院に入院していた B さんに対し、C 医師が誤って 3 日間連続で薬剤 X を常用量の 5 倍に相当する量投与するよう指示し、現に投与がされ、10 日後に B さんが亡くなってしまったというものでした。

B さんの遺族は、B さんが亡くなったことに対する民事責任を追及すべく、A 病院の開設者、C 医師、D 医師（呼吸器センター内科部長）、E 医師（主治医代行者）、薬剤師 F（調剤者）、薬剤師

G・H（監査者）を被告として提訴しました。

裁判所は薬剤師の責任について、以下のように判断しました。

- ① 薬剤師の専門性からすれば、法 24 条の疑義照会義務は、薬剤の名称、分量、用法・用量等について網羅的に記載され、特定されているかといった形式的な点のみならず、その用法・用量が適正か否か、相互作用の確認等の実質的な内容にも及ぶ。
- ② 調剤者のみならず、監査者も、自ら処方せんの内容についても確認し、疑義がある場合には処方医等に照会する義務がある。
- ③ 薬剤 X は普段調剤しないような不慣れな薬品であり、劇薬指定もされ、重大な副作用を生じ得るものであって、しかも処方せんの内容が 5 倍もの用量であったことからすると、薬剤師 F は自ら医薬品集や添付文書などで用法・用量を確認するなどした上で C 医師に疑義照会を行うべきであり、これを怠ったことについて過失がある。
- ④ 監査者である薬剤師 G・H も同様に自ら疑義照会を行うべきであり、これを怠ったことについて過失がある。

本件においては、薬剤のオーダーについて病院でオーダーリングシステムを導入しており、薬剤師たちはこれを信じたものであるから疑義照会義務は負わないと主張しましたが、この点について裁判所は以下のように述べました。

- ① システムの機能や具体的なチェック項目等について十分理解し、明確な認識を持った上で当該システムを信じて業務を行い、かつ当該システムが正常に機能する技術的担保があるなどの場合であれば、これを信頼して業務を行うことで足りる。
- ② 本件において、薬剤師たちはシステム設定者や病院責任者等から明確な説明を受けているなど合理的な根拠に基づかず 1 日量の上限設定がなされているものと信じていたものであるが、これでは足りず、薬剤師たちの過失責任は否定されない。

以上のとおり、結局は、薬剤師たちの損害賠償責任が肯定されました。実際には、オーダーリングシステム上「1 回量」の上限設定はされていたも

の、「1 日量」の上限設定はされておらず、誤調剤に至ってしまったものでした。多忙な病院薬剤師業務の現場において、病院が導入したシステムを信じていたとの薬剤師たちの主張は心情として十分理解できるものでありますが、患者死亡という重大な結果が現に起きてしまった中で、システムの内容を十分理解しないままにただこれを信じたというだけでは責任は免れないと判断されたものでした。

ほかに、A 病院開設者、処方指示を出した C 医師も責任があるとされ、5 名で連帯して、B さんや家族の慰謝料、葬儀費用等、合計 2365 万円の損害を賠償するよう裁判所は命じました。

ここで、「連帯して」というのは、支払を命じられた 5 名全員が、原告に対しては全額の支払義務を負うという意味であり、原告へは 5 分の 1 だけ払いますということは言えません。もっとも、通常は医療機関側で加入している保険によって支払が行われることが多いところです。ただ、裁判所に命じられた金額が保険によって支払える金額の上限を超えた場合や、医療従事者個人にも負担させるべきと医療機関が考えた場合に、個人でも支払を行わなければならない可能性はあります。

このように現実的な支払義務が生じる可能性があることに加え、裁判手続に対応することそのものの心理的な負担も大きいものと思われます。本件では、B さんが平成 17 年に亡くなり、平成 20 年に裁判が起こされ、判決が下されたのが平成 23 年でした。この間の関係各位のご心労は相当のものであったのではないかと思います。

私が訴訟代理人となる場合、当該事案に関与された方々のメンタルサポートを最重要事項と考えて対応するよう心がけています。初動の段階で打合せを行い、全体的な進行イメージを共有させて頂いた上で、各段階においてどのようなご協力を求めることとなるかをご説明し、ご協力を求めた際以外にはなるべく裁判のことを考えず、本来業務に集中して頂くようお話ししております。

先にも述べたとおり裁判になっても半数程度は和解で解決していますし、尋問実施前に和解できれば一切法廷にいらして頂く必要はありません。出廷頂くことになる場合でも、私はいつも、ご希望に応じて事前の法廷見学や、入念な練習を実施

しており、このようなことも初動の段階からお伝えするようにしております。

それでも解決に至るまでご不安が消えることはないとは思いますが、可能な限りご安心頂き、本来業務に支障が生じないよう、出来る限りのサポートをさせて頂きたいと考えております。

【事例検討】

最後に、研修の際演習として皆様にお考え頂いたものを、同様に取り上げさせて頂きます。当日は順に4問をお考え頂いたのですが、紙面の関係上、本稿では1問につきお考え頂ければと思います。秋田地方裁判所平成30年2月16日判決の事案です（一部改変あり。また名前は仮名です）。

50代男性の山田太郎さんは、平成25年12月にA病院呼吸器内科を受診し、田中医師から非結核性抗酸菌症と診断され、B薬局に処方せんを持参しました。処方薬の中には非結核性抗酸菌症の薬であるX剤が含まれていました。

B薬局では佐藤薬剤師が調剤し、山田さんに「おくすりの写真」という説明文書を渡しました。その中には「視力の低下、視野の異常、発疹、倦怠感などの症状がみられた場合にはご連絡下さい」と書かれていました。田中医師はX剤の副作用について特に山田さんに説明していませんでした。

山田さんは平成26年1月から2月にかけてA病院を受診し、X剤の処方を受け、B薬局で調剤を受けていました。2月下旬から目の異常を感じ、3月にはX剤の服用を中止しましたが、両目を失明してしまいました。

問：山田さんが失明してしまったことについて、以下のどれが正しいと考えますか。

- ① 田中医師が自らX剤の副作用を説明しなかったのは説明義務違反であり、A病院は山田さんの失明による全損害について賠償責任を負う。
- ② 田中医師に説明義務違反はあったが、A病院が山田さんの失明による全損害について賠償責任を負うとまではいえない。
- ③ 別途、服薬指導義務を負う佐藤薬剤師が文書で目の異常の副作用を説明しているので、A病院は賠償責任を負わない。

〔※正解肢は一つという前提でお考え下さい〕

山田さんはA病院を被告として提訴し、裁判所

は、薬剤師が服薬指導義務を負うことは医師の説明義務を免除するものではなく、田中医師は薬局で具体的にいかなる説明がされるかを把握していたものでもないこと、目の異常の把握は患者の申告に委ねざるを得ず、重大な結果につながり得るものであることから、田中医師には説明義務違反の過失があると判断しました。一方、山田さんは目の異常を感じた後速やかに服用を中止しており、それでも失明の結果が生じてしまったものであって、当初から十分な説明がされていたとしても結果が変わったとはいえないとして、失明による全損害の賠償責任までは無いものとされ、慰謝料等165万円の支払が命じられました。先の問の答えは②となります。

なお、本件では山田さんがA病院を被告として提訴したため薬剤師の指導の適否は争点となりませんでした。今後同様の事案で薬局や薬剤師も被告とされることもあり得ると考えられます。今後は法改正を受けフォローアップの観点からも審理されることとなりますので、文書交付に加え口頭での分かり易い説明も行い、重大な副作用については事後的な声掛けも頂くなどの工夫が必要かと思われます。

【終わりに】

以上、駆け足にはなってしまいましたが、薬剤師の皆様の業務にかかわる法律のご説明と、裁判事例のご紹介をさせて頂きました。

先にも述べましたが、医療裁判それ自体は、決して過度におそれ頂くべきものではありません。一方で、日々の業務遂行において、うっかりミスをしてしまった場合に限らず、具体的な根拠なく他の医療従事者やシステムを信じて疑義照会をしなかった、といった場合にも責任を負う可能性があります。この点ではご注意も必要です。

裁判例は個別の事案に対する判断であり、事情が異なる場合でも必ず適用される基準・指標といったものではありませんが、少しでも皆様の日々の実務のご参考として頂ければ幸いです。

第73期一般社団法人岩手県薬剤師会定時総会開催

日 時：令和3年6月20日（日）午後1時～ 場 所：ホテルニューカーリーナ

司会；村井利昭理事

1. 開会の言葉

金澤貴子副会長から開会が宣言された。

2. 薬剤師綱領唱和

及川憲太郎理事の先導により、薬剤師綱領を唱和

3. 議事運営委員長日程説明

横澤臣紀議事運営委員会委員長より、議事日程が説明された。

4. 会長挨拶

【別掲】

5. 表 彰

（第52回岩手県薬剤師会賞）

学術賞 村上 正美 殿

学術奨励賞 長嶋 昭人 殿

奨励賞 八巻 貴信 殿

平山 智宏 殿

功労賞 金澤 悟 殿

笹井 康則 殿

（令和3年度日本薬剤師会有功賞）

千葉 悦子 殿

坂本伎臣子 殿

武藤 貞夫 殿

受賞者を代表して功労賞を受賞した金澤 悟先生から謝辞が述べられた。

6. 仮議長選出

定款の規定により正副議長を選出するまでの間、横澤臣紀議事運営委員長が議事を進行することが提案され、承認された。

7. 出席代議員数の確認

横澤仮議長の求めにより、事務局から代議員定数86名のうち、出席者34名、書面による議決権行使者32名、有効な委任状が9通あることが報告され、横澤仮議長は本会定款第20条により本日の総会が成立していることを宣言した。

8. 正副議長の選出

横澤仮議長は、本会総会議長及び副議長選出規程第7条第1項の規定による議長候補者は、盛岡薬剤師会の高野浩史代議員、副議長候補者は気仙薬剤師会の菅野和規代議員であることを報告した後、議長及び副議長選出規程第9条に基づき投票を省略し挙手により賛否を問うことをもって選出することを提案し、承認された。

横澤仮議長は、議長に高野浩史代議員、副議長に菅野和規代議員を選出することについて挙手によって賛否を問うたところ、賛成多数であった。

これにより、横澤仮議長は、議長に盛岡薬剤師会の高野浩史代議員、副議長に気仙薬剤師会の菅野和規代議員が選出されたことを宣言した。

9. 議事録署名人指名

高野議長は、議事に先立ち、議事録署名人として52番の佐藤明美代議員及び64番の高橋諭代議員を指名することを宣言し、代議員に対してこれの賛否を問うたが、特段の質疑はなく議長の指名どおりに決定された。

10. 議事

報告第1号：岩手県薬剤師会会務並びに事業報告について

金澤副会長から、総会議案書により会務並びに事業実績が報告された。



高野議長は議長場に対して質疑を求めたが質疑は無かった。

議案第1号：令和2年度決算の承認について

佐藤副会長から総会議案書により説明がなされた。

これらの決算報告に対し、佐藤昌作監事から、令和3年5月25日に監査を実施し、すべて適正に処理されていたことが報告された。

高野議長から質疑が求められたが、特段の質疑は出されなかったので、議長が議案1号について挙手で承認を求めたところ承認者多数であった。

これにより、議長は議案1号が承認可決されたことを宣言した。

議案第2号：令和2年度決算剰余金処分承認について

佐藤副会長から、剰余金処分案について、総会議案書によりすべてを次期に繰り越すことが提案された。

高野議長から質疑が求められたが、特段の質疑は出されなかったので、議長が議案2号について挙手で承認を求めたところ承認者多数であった。

これにより、議長は議案2号が承認可決されたことを宣言した。

議案第3号：検査センターの財団化について

湊谷常務から、総会議案書により、検査センターを一般財団法人化することが提案された。

高野議長から質疑が求められたが、特段の質疑は出されなかったので、議長が議案3号について挙手で承認を求めたところ承認者多数であった。

これにより、議長は議案3号が承認可決されたことを宣言した。

議案第4号：定款の変更について

佐藤副会長から、総会議案書により、定款を一部変更することが提案された。

高野議長から質疑が求められたが、特段の質疑は出されなかったので、議長が議案4号について挙手で承認を求めたところ、定款第22条2項の定めより多数の承認があったことを確認した。

これにより、議長は議案4号が承認可決されたことを宣言した。

議案第5号：理事の選任について

金澤副会長から、総会議案書により、理事1名を補充のため選任することが提案された。

高野議長は、理事候補者の奥 尚氏を選任することについて挙手によって賛否を問うたところ、賛成多数であった。

議長は、以上をもって本日の議事がすべて終了したことを宣言した。

13. 閉会のことば

八巻副会長から第73期定時総会の閉会が宣言された。

第 73 期定時総会 会長挨拶



(畑澤会長)

「第 73 期岩手県薬剤師会臨時総会の開催にあたり一言申し上げます。

本日はお休みのところ、また、コロナ禍での集まりにご心配もあったと思いますが、代議員の皆様には、県内各地からご参集いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから様々な機会を通じ会務にご協力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に関しては、昨年 2 月以来すでに 1 年以上続いており、これまでの社会生活においてこのような長い期間の制限がかけられたことは記憶にありません。薬局におきましても患者数の減少や収益の減少に繋がっており、早急に終息することを願うばかりです。

そのような中、徐々に新型コロナウイルスワクチンの接種も始まっており、各地域で薬剤師が医療スタッフとして業務に携わっています。慣れない注射剤を扱う業務であり、それぞれが急遽開催された研修会などで技術を習得し対応していただいていることに心から感謝申し上げます。一方、これまで薬剤師に対しこのような要請を受けたことは無かったこともあり、今回の行動は県民に対する薬剤師の役割を理解してもらえる良いきっかけになったとも感じています。

さて、昨年度の臨時総会でご報告した通り、今期の会議におけるペーパーレス化は順調に進んでいます。今後は個人のパソコンやスマホなどから入会手続きなどを行うことができるソフトの導入やウェブ上での決済を本格化するなど業務の I C

T 化を進めて参ります。

また今年 9 月頃からは薬剤師研修センターへの申請の仕組みが大きく変わりこれまでのシールによる申請からウェブ上での申請へと移行します。これには事前登録が必要ですのでその時になって慌てないよう準備のほどよろしくお願いいたします。

本日、皆様に審議していただく議題は令和 2 年度の決算報告の他に大きく 2 つあります。一つは検査センターの財団化について、もう一つは保険代理店業務についての案件です。

検査センターの財団化については、検査項目の変更に伴う設備投資の増大化や検査機関に携わる役員の常勤体制の強化、さらには入札方法や受注環境の変化に伴い大手企業との営業力に大きな差が生じていることなどから、全国的に薬剤師会の経営する検査センターは経営効率を考え順次財団化へ移行している状況にあります。本会におきましても同様の理由により財団化を図るもので、3 月の臨時総会において今期の事業計画の中に組入れることを承認いただいております。

保険代理店業務に関しましては将来の会員減少などに備え、会費以外の収入源を確保しておく必要があると考え提案するものであります。

詳しい内容につきましては後ほど担当理事から説明いたしますが、何れにいたしましてもこれらの案件に関しましては定款の変更を伴うものもあり、総会に諮り審議していただく必要があります。

代議員の皆様方には積極的なご意見を賜り、有意義な定時総会にさせていただきますようお願い申し上げます。」

正味財産増減計算書

2020年04月01日から 2021年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
受取会費	36,613,000	34,715,500	1,897,500
過年度受取会費	395,000	2,131,000	▲1,736,000
保険薬局会員会費	18,795,000	0	18,795,000
過年度保険薬局会費	162,000	0	162,000
賛助受取会費	3,366,000	3,388,000	▲22,000
受取会費計	59,331,000	40,234,500	19,096,500
受取負担金			
受取負担金	4,583,900	3,450,000	1,133,900
受取負担金計	4,583,900	3,450,000	1,133,900
事業収益			
手数料収益	254,830,700	263,584,249	▲8,753,549
調剤料収益	260,966,031	359,299,527	▲98,333,496
小売収益	5,137,651	6,064,939	▲927,288
用紙等売却収益	2,935,921	3,198,539	▲262,618
医薬品試験契約料収益	4,195,279	3,887,767	307,512
ファックス送信手数料収益	0	3,314,294	▲3,314,294
事業収益計	528,065,582	639,349,315	▲111,283,733
受取委託費等			
委託契約収益	1,283,923	4,625,439	▲3,341,516
県学薬事務委託収益	181,818	181,818	0
業務委託収入保険薬局部会	2,400,000	14,400,000	▲12,000,000
受取委託費等計	3,865,741	19,207,257	▲15,341,516
補助金収入			
補助金収入	2,076,109	2,339,137	▲263,028
補助金収入計	2,076,109	2,339,137	▲263,028
雑収益			
預金利息	8,021	7,944	77
雑収益	11,174,641	12,863,921	▲1,689,280
消費税差額収益	5,935,934	4,736,937	1,198,997
協賛金収益	1,084,541	490,321	594,220
受講料収益	959,039	2,004,201	▲1,045,162
雑収益計	19,162,176	20,103,324	▲941,148
他会計からの繰入金収入			
他会計からの繰入金収入	34,144,364	0	34,144,364
他会計からの繰入金収入計	34,144,364	0	34,144,364
経常収益計	651,228,872	724,683,533	▲73,454,661
(2) 経常費用			
事業費			
仕入高	219,532,421	302,613,007	▲83,080,586
諸給与	185,077,832	182,046,097	3,031,735
退職給付費用	5,473,103	101,086	5,372,017
法定福利費	28,110,190	26,995,633	1,114,557
福利厚生費	6,338,709	5,648,451	690,258
宣伝広告費	1,434,364	416,700	1,017,664
消耗什器備品	21,101,522	24,529,605	▲3,428,083
事務消耗品費	4,869,148	4,931,185	▲62,037
保険料	2,175,720	1,724,860	450,860
賃借料	9,474,427	9,258,313	216,114
旅費交通費	7,799,188	9,403,689	▲1,604,501
通信運搬費	9,405,519	7,898,284	1,507,235
公租公課	24,853,093	29,597,897	▲4,744,804
水道光熱費	10,833,216	11,122,375	▲289,159
教育研究費	1,296,392	1,700,083	▲403,691
印刷製本費	4,630,768	13,136,052	▲8,505,284
修繕費	13,266,217	12,212,014	1,054,203
会議費	1,613,080	839,069	774,011

正味財産増減計算書

2020年04月01日から 2021年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
総会費	799,608	585,785	213,823
図書費	1,259,869	1,172,881	86,988
諸会費	856,500	1,132,710	▲276,210
委託費	904,450	948,780	▲44,330
負担金	0	290,997	▲290,997
建物管理費	2,179,071	2,223,179	▲44,108
雑費	4,915,403	3,794,432	1,120,971
支払利息	942,653	1,188,260	▲245,607
交際費	204,726	537,977	▲333,251
減価償却費	32,012,427	25,433,680	6,578,747
雑損失	48,489	27,057	21,432
支払補助金	970,000	1,030,000	▲60,000
諸謝金	1,187,575	2,650,807	▲1,463,232
支払負担金	80,000	110,000	▲30,000
他会計への繰入金支出	0	0	0
事業費計	603,645,680	685,300,945	▲81,655,265
管理費			
役員報酬	3,090,000	3,010,000	80,000
諸給与	9,869,674	5,363,114	4,506,560
退職給付費用	651,649	61,171	590,478
法定福利費	1,597,931	880,540	717,391
福利厚生費	297,285	164,367	132,918
宣伝広告費	50,000	113,889	▲63,889
消耗什器備品	203,817	384,300	▲180,483
事務消耗品費	268,819	286,280	▲17,461
保険料	269,340	285,420	▲16,080
賃借料	374,945	583,270	▲208,325
旅費交通費	325,151	653,197	▲328,046
通信運搬費	672,793	237,741	435,052
公租公課	5,106,947	2,047,210	3,059,737
水道光熱費	345,055	365,068	▲20,013
教育研究費	48,440	27,610	20,830
印刷製本費	1,151,104	210,191	940,913
修繕費	223,256	117,334	105,922
会議費	850,392	630,725	219,667
総会費	367,502	281,165	86,337
図書費	50,173	50,300	▲127
諸会費	12,000	95,000	▲83,000
委託費	2,471,817	290,000	2,181,817
慶弔費	10,000	46,616	▲36,616
建物管理費	191,568	184,346	7,222
雑費	1,793,321	1,899,875	▲106,554
交際費	5,000	90,363	▲85,363
諸謝金	0	17,820	▲17,820
減価償却費	2,383,522	2,469,129	▲85,607
管理費計	32,681,501	20,846,041	11,835,460
経常費用計	636,327,181	706,146,986	▲69,819,805
評価損益等調整前当期経常増減額	14,901,691	18,536,547	▲3,634,856
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	14,901,691	18,536,547	▲3,634,856
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給与引当金取崩			
退職給与引当金取崩	0	11,810,256	▲11,810,256
退職給与引当金取崩計	0	11,810,256	▲11,810,256
経常外収益計	0	11,810,256	▲11,810,256
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
固定資産除却損	827,471	1,267	826,204
固定資産除却損計	827,471	1,267	826,204

正味財産増減計算書

2020年04月01日から 2021年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
110周年記念事業費引当金			
110周年記念事業費繰入	10,000,000	0	10,000,000
110周年記念事業費引当金計	10,000,000	0	10,000,000
経常外費用計	10,827,471	1,267	10,826,204
当期経常外増減額	▲10,827,471	11,808,989	▲22,636,460
税引前当期一般正味財産増減額	4,074,220	30,345,536	▲26,271,316
当期一般正味財産増減額	4,074,220	30,345,536	▲26,271,316
一般正味財産期首残高	762,057,765	731,712,229	30,345,536
一般正味財産期末残高	766,131,985	762,057,765	4,074,220
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	766,131,985	762,057,765	4,074,220

貸 借 対 照 表

2021年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	1,424,862	1,318,644	106,218
普通預金	257,307,694	228,704,960	28,602,734
岩銀普通(会営調剤薬局分)	28,504,569	28,504,327	242
岩手県薬剤師会 会賞副賞積立金	1,000,027	1,128,549	▲128,522
振替貯金	13,598,752	12,130,143	1,468,609
定期性預金	115,400,000	123,400,000	▲8,000,000
薬局復興義援金預金 北銀 7018769	706	706	0
現金預金合計	417,236,610	395,187,329	22,049,281
(2) その他流動資産			
手数料未収金	71,495,083	88,037,744	▲16,542,661
調剤未収金	37,812,597	45,284,287	▲7,471,690
未収金	4,929,703	27,082,205	▲22,152,502
売掛金	581,150	482,370	98,780
仮払金	0	1,350,524	▲1,350,524
受取手形	1,272,700	0	1,272,700
貯蔵品	18,858,006	21,899,121	▲3,041,115
その他流動資産合計	134,949,239	184,136,251	▲49,187,012
流動資産合計	552,185,849	579,323,580	▲27,137,731
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
非常時災害積立資産(岩銀007-2133268)	6,609,137	6,609,081	56
特定資産合計	6,609,137	6,609,081	56
(2) その他固定資産			
土地	179,095,238	179,095,238	0
建物	156,210,856	163,224,529	▲7,013,673
建物付属	43,984,250	44,037,752	▲53,502
構築物	3	82,930	▲82,927
機械装置	37,494,538	21,144,263	16,350,275
什器備品	6,239,406	7,347,340	▲1,107,934
ソフトウェア	5,032,542	9,185,292	▲4,152,750
保証金	24,000	24,000	0
その他固定資産合計	428,080,833	424,141,344	3,939,489
固定資産合計	434,689,970	430,750,425	3,939,545
資産合計	986,875,819	1,010,074,005	▲23,198,186
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	27,359,382	36,898,483	▲9,539,101
未払金	8,430,889	24,746,421	▲16,315,532
仮受金	245,565	492,553	▲246,988
預り金	1,350,459	1,317,468	32,991
未払消費税	2,828,800	6,601,510	▲3,772,710
未払法人税等	122,000	122,000	0
110周年記念事業費引当金	10,000,000	0	10,000,000
流動負債合計	50,337,095	70,178,435	▲19,841,340
2. 固定負債			
長期借入金	39,912,000	49,920,000	▲10,008,000
退職給付引当金	90,173,569	98,132,370	▲7,958,801
長期未払金	40,321,170	21,785,435	18,535,735
固定負債合計	170,406,739	169,837,805	568,934
負債合計	220,743,834	240,016,240	▲19,272,406
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	766,131,985 (6,609,137)	762,057,765 (6,609,081)	4,074,220 (56)
正味財産合計	766,131,985	762,057,765	4,074,220
負債及び正味財産合計	986,875,819	1,002,074,005	▲15,198,186



会務報告



月	日	曜日	行事・用務等	場 所	参加者
6	2	水	令和4年度全国学校保健・安全研究大会第2回準備委員会	岩手県庁	藤村
	9	水	日薬連 常任総務会	(W e b)	会長
	13	日	健康サポートのための薬剤師の対応研修会	建設研修センター	
			日本医療薬学会第79回医療薬学公開シンポジウム	(W e b)	会長ほか
	14	月	学校薬剤師部会役員会	岩手県薬剤師会館	
	16	水	日薬 組織委員会	日本薬剤師会	会長
			岩手医科大学薬学部臨床薬学2	岩手医科大学矢巾キャンパス	熊谷
	17	木	第2回常務理事会	岩手県薬剤師会館	
	19	土	改正薬機法に関する担当者全国会議	(W e b)	熊谷、村井
	20	日	第73期定時総会	ホテルニューカリーナ	
			日薬連 J P L フォーラム	(W e b)	高林
	21	月	自民党岩手県連来館		会長、熊谷
	22	火	令和3年度岩手県総合防災訓練第3回参加機関打合せ	岩手教育会館	熊谷
			神谷まさゆき支部訪問（一関・奥州・北上・花巻）		
	23	水	神谷まさゆき支部訪問（盛岡）（夕方、会館でミニ集会）		
	24	木	神谷まさゆき支部訪問（二戸・久慈・宮古）（夕方、宮古でミニ集会）		
	25	金	神谷まさゆき支部訪問（宮古・釜石）		
			日本薬剤師会第98回定時総会決算委員会	日本薬剤師会	熊谷
7	26	土	日本薬剤師会第98回定時総会	ホテルイースト21東京	会長、金澤、熊谷
	28	月	鈴木俊一君を激励する会	東京プリンスホテル	会長
	3	土	日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」のマッチングに係る全国説明会	(W e b)	八巻、押切
	6	火	第2回都道府県会長協議会	日本薬剤師会	会長
			生涯教育推進委員会	岩手県薬剤師会館	
	7	水	日薬連 常任総務会	日本薬剤師連盟	会長
	9	金	令和3年度 岩手県薬剤師会 アンチ・ドーピング研修会	(W e b)	
	10	土	第2回理事会・第2回地域薬剤師会会長協議会	岩手県薬剤師会館	
			令和3年度日本薬剤師会学校薬剤師部会東北ブロック会議	(W e b)	
	11	日	健康サポートのための多職種連携研修会	アイーナ	
	12	月	日本スポーツマスターズ2022岩手県大会実行委員会	岩手教育会館	会長
			令和4年度全国学校保健・安全研究大会第2回準備委員会	岩手県庁	藤村
	19	月	令和3年度岩手県自殺対策推進協議会	サンセール盛岡	熊谷
	21	水	日薬連 常任総務会	日本薬剤師連盟	会長
	27	火	日本スポーツマスターズ2022岩手県大会第1回企画運営委員会	岩手県庁	本田
			令和3年度岩手県薬事審議会	岩手県公会堂	会長
	29	木	令和3年度 薬局実務実習受入に関する研修会	(W e b)	



受賞おめでとうございます



○第53回岩手県薬剤師会賞

表彰式・令和3年6月20日（ホテルニューカリーナ）



学術賞
奥州薬剤師会
村上 正美 先生



学術奨励賞
二戸薬剤師会
長嶋 昭人 先生



奨励賞
奥州薬剤師会
八巻 貴信 先生



奨励賞
盛岡薬剤師会
平山 智宏 先生



功労賞
二戸薬剤師会
金澤 悟 先生



功労賞
宮古薬剤師会
笹井 康則 先生

○令和3年度日本薬剤師会有功賞

伝達式・令和3年6月20日（ホテルニューカリーナ）



花巻市薬剤師会
千葉 悦子 先生



花巻市薬剤師会
坂本伎臣子 先生



宮古薬剤師会
武藤 貞夫 先生

○第42回東北学校薬剤師会連合会賞



宮古薬剤師会
菊地 豊 先生



花巻市薬剤師会
田中 博子 先生



盛岡薬剤師会
熊谷 明知 先生



理事会報告



第2回常務理事会 令和3年6月17日（19：00～21：00） 岩手県薬剤師会館	
報 告 事 項	1 会務報告と今後の予定について 2 会計監査における監事及び会計事務所からの指摘事項について 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について 4 創立110周年記念準備委員会から 5 110周年記念誌編集委員会から 6 非常時・災害対策委員会から 7 医療保険委員会から 8 その他
協 議 事 項	1 県薬職員の夏期賞与について 2 内丸薬局の運営に関する検討会の設置について 3 第73期定時総会について 4 保険薬局名簿の作成について 5 東北薬剤師会連合大会について 6 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 7 その他

第2回理事会・第2回地域薬剤師会会長協議会 令和3年7月10日（14：30～16：30） 岩手県薬剤師会館	
報 告 事 項	1 会務報告と今後の予定について 2 会計監査における監事及び会計事務所からの指摘事項について 3 第73期定時総会について 4 第98回日本薬剤師会定時総会について 5 第2回都道府県会長協議会について 6 改正薬機法に関する担当者全国会議について 7 日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における連携研修マッチングに係る全国説明会について 8 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について 9 創立110周年準備委員会から 10 創立110周年記念誌編集委員会から 11 非常時・災害対策委員会から 12 医療保険委員会から 13 生涯教育推進委員会から 14 学校薬剤師部会から 15 令和3年度県民総参加型健幸度アップ支援事業について 16 その他
協 議 事 項	1 常務理事の選定について 2 理事職務分担について 3 内丸薬局の運営に関する検討会の設置について 4 会員の処分について 5 令和3年度地域薬剤師会等補助費について 6 その他
地域薬剤師会 会長協議会	1 令和3年度「薬と健康の週間」について 2 令和3年度の県薬事業について 3 意見・情報交換 4 その他



委員会の動き



医薬品試験委員会から

～医薬品試験検査の実施は、薬局開設者・管理者の義務です～

委員長 工藤 賢三

既にご承知のことと思いますが、今般、厚生労働省より「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」が示されました。本ガイドラインには、医薬品医療機器等法の許可を受けて医薬品を販売する薬局開設者及び販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者）は、国民の生命・健康にかかわる医薬品の販売を行う事業者であり、生命関連製品である医薬品を取り扱う事業者として、高い倫理観をもち、薬事に関する法令を遵守して業務を行う責務があるとしています。また、薬局の管理者が有する権限として、「医薬品の試験検査及び試験検査の結果の確認、帳簿の記載その他の薬局等の管理に関する権限」を示し、医薬品の試験検査等についても記載されております。

もとより国民に医薬品を販売できる薬局に対しては、店頭や調剤棚に並ぶ医薬品の品質の確保のために医薬品医療機器等法施行規則（第12条）に「薬局開設者は、薬局の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、薬局の管理者に行わせなければならない」と医薬品試験検査の義務を定めております。また、第12条の2には「当該薬局の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると薬局の管理者が認めた場合には、薬局開設者は別に厚生労働省令で定める試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる」とし、自薬局で試験検査ができなくても当該検査を委託して実施できるように法律の中でその代替方法を準備しております。医薬品は国民の生命や健康に密接に関わるものであり、製造から流通、販売まで、品質、有効性、安全性を確保するために、薬局開設者や管理者には、薬局での販売や調剤過程においてその義務を果たすことが求められております。

医薬品試験委員会は、この医薬品試験検査を岩手県薬剤師会検査センター（厚生労働省令で定め

る試験検査機関）と連携し、試験検査の実施計画の策定とともに結果の確認、評価を行うことを主な活動としています。

岩手県内の医薬品試験検査登録薬局は、以前より減少し、現在458施設に留まり、県内の全薬局が登録している訳ではありません。また、登録済みではあるものの2年毎に実施される計画的医薬品試験検査の案内があっても試験検査へ参加しない薬局、すなわち検体の提出を行っていない薬局が約半数もあることを問題として認識しております。「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」が発出されたこともあり、更なる意識の向上と参加のアナウンスをしていく必要があると考えております。

令和2年度の計画的試験では、令和元年度に試験検査を実施しなかった登録施設である約300施設を対象に検体の提出を頂き、昨年度と同様に、1) 任意の錠剤の分割確認試験（重量偏差試験）、2) ジクロフェナクナトリウム錠の溶出試験、3) 一般品質試験（OTC医薬品試験）として、ドリンク剤の成分（カフェイン）試験を行います。例年、各検査においてほぼ規定範囲内にあることが確認されておりますが、異常値が出た場合には、医薬品を提出頂いた薬局への速やかなフィードバックを行い、改善等に繋げて頂いております。

会員各位におかれましては、医薬品の品質維持や調剤技術の確認という試験検査の目的をご認識していただき、薬局開設者及び管理者の義務である試験検査への参加と検査結果の適切な評価をお願いいたします。当該医薬品試験検査を実施した施設には、「医薬品試験検査実施認定証」を発行しております。岩手県薬剤師会検査センターは登録を受けた試験検査機関となっておりますので、法令を遵守し、是非ご依頼いただければと思います。

＜調剤過誤事例・疑義照会事例＞

令和2年度上半期分をもって、当委員会への調剤過誤事例・疑義照会事例の報告を中止し、ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（日本医療機能評価機構、以下「事業」という）への登録を推奨することとしました。報告の中止は、事業に岩手県では半数以上の薬局が登録済みであり、事例報告の重複による会員の負担を軽減することによります。また、登録の推奨は、事業への登録と事例報告により、「地域支援体制加算」の施設基準要件の一つである「ブレアボイド」の項目を満たすこと、全国規模の事例分析により有用なフィードバックが行われていることによります。

＜医療安全に関するアンケート＞

令和2年11月20日～12月10日にアンケートを実施し、168件（重複あり）の回答がありました。主な結果としては、基本理念は89.3%で作成している、事故報告体制は91.1%で整備しているが36.9%で報告様式を決めていない、医療安全に係る患者からの相談体制の手順等を決めているのは20.2%となっている、従業員研修（年2回）は67.9%で実施（概ねを含む）できている、新人研修は70.8%で実施しているがカリキュラム作成は32.7%となっている、医療安全管理指針の見直しを年1回以上実施は25.8%となっている、手順書に基づく業務の確認は84.5%以上で行われているが82.1%で様式を作成していない、57.1%で地域支援体制加算の施設基準を届出の予定がない、19%で「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」への登録予定がないとなっており、今後の委員会活動に有用な情報が得られました。ご協力ありがとうございました。

＜注射針回収事業＞

令和2年度より、当委員会において、認定薬局審査等を行うこととなり、メール審査により対応しています。また、新規の場合に認定期間を翌年度末とする等の実施要領改定を行いました。

＜今後の課題＞

第72期臨時総会には、医療安全確保のための積極的な取り組み、ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（日本医療機能評価機構）への参加推進、医療安全研修会の開催、注射針回収事業の認定薬局審査を課題として提案しています。



部会の動き



学校薬剤師部会から

部会長 畑澤 昌美

6月14日に学薬幹事・支部長合同会議で第56回岩手県薬剤師会学校薬剤師部会総会は、新型コロナウイルス感染症対応のため、昨年に引き続き書面表決とすることに決定しました。会議では各議案に関して検討いたしました。そのなかで今年度の事業計画に関して検討した内容を報告いたします。

【令和3年度事業計画（案）】

1. 会員の資質向上を目的とした研修会の開催
2. 学校薬剤師の確保と育成事業の実施
3. 薬物乱用防止啓発事業への積極的な参加および推進と知識の習得
4. 学校におけるアンチ・ドーピングの普及啓発活動と正しい知識の習得
5. 医薬品の適正使用教育への協力および研修事業の企画
6. 学校におけるがん教育への協力および研修事業の企画
7. 高校生を対象としたお薬手帳の配布と活用法の啓発
8. 全国学校保健調査への協力
9. 学校薬剤師技術研修会への受講者派遣
10. 県教育委員会との連携
11. 学校環境優良校表彰審査への協力
12. HP、メール等を活用した情報伝達促進
13. 各種大会、研修会、講習会への参加協力
14. 学校給食衛生管理の周知・徹底
15. 学校内の薬品安全点検
16. 当部会所有の学校環境衛生検査機器の管理

今年度の事業計画は主として上記16項目を掲げました。

1. 本年度も各支部に県学薬役員を学薬予算で派遣して「学校環境衛生基準改定について」等の研修会を開催してもらう。ビデオ資料・講演会資料などを充実させる。学校環境衛生検査の全項目完全実施のため、環境衛生検査の必要性や意義なども含め、検査に関する資料をPDFやビデオなども

活用して作成する。学校環境衛生や感染予防などに関してWeb研修を実施する。

2. 学校薬剤師の確保と育成事業の実施は、イーハトーブへ学校薬剤師の魅力などを掲載し募集する。地域学薬部会長のメーリングリストを作り、意見や要望を出してもらい、支援策を検討するなど。

3. 薬物乱用防止啓発事業への積極的な参加および推進と知識の習得。今年度から薬物乱用防止事業推進委員会が当部会と統合された。薬物乱用防止に関するパンフレット等の充実、薬物乱用防止教室の進め方に関するDVD等の資料購入、パワーポイントほか資料の充実、研修会を実施。

4. 学校におけるアンチ・ドーピングの普及啓発活動と正しい知識の習得。日薬委員会で作成した小学生、高校生、一般向けの啓発資料（小冊子・パワーポイントなど）を利用し、学校保健委員会でも取り上げて啓発してもらう。

5. 医薬品の適正使用教育への協力および研修事業の企画。くすり教育の充実のため、日薬学薬部会作成の健康教育の推進支援体制の整備、啓発資料等を利用。高校生を対象としたお薬手帳啓発講演の時にサプリメントなども入れて対応。

6. 学校におけるがん教育への協力および研修事業の企画。がん対策基本法（平成18年法律第98号）の下、政府が策定したがん対策推進基本計画（平成24年6月）において、「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもつよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」こととされている。

7. 高校生を対象としたお薬手帳の配布と活用法の啓発。例年通り実施するよう担当者へ依頼。

8. 全国学校保健調査への協力。全国学校保健調査に伴い、事務局へ寄せられた質問などを整理し、対策を検討する。

9. 学校薬剤師技術研修会への受講者派遣（隔年ごと）今年度開催予定。←来年度に延期

10. 県教育委員会との連携。岩手県で全国大会の開催予定もあり、これまで同様連携を強化する。各支部長へ地域の教育委員会との連携をとるよう依頼。

11. 学校環境優良校表彰審査への協力。県薬で実施することが決定しているので、例年通り協力する。各教育事務所や教育委員会などへ推薦依頼など必要文書と学校環境衛生活動状況調査票などをCD ファイルにしたものを9月中旬に送付する。昨年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から岩手県学校保健研究大会が中止されたため、表彰対象校へは表彰状及び記念品を郵送した。

12. HP、メール等を活用した情報伝達促進と HP 委員の選出広報・情報システム委員会で各部署から HP へ直接アップできるよう検討していることから、今後掲載内容などを検討する。

13. 各種大会、研修会、講習会への参加協力。各種大会、研修会、講習会へ、部会長と必要人員を派遣する。（開催場所によって人数調整）

14. 学校給食衛生管理の周知・徹底。学校給食調理室点検などについて検討（センター式給食の点検など）。

15. 学校内の薬品安全点検。保管・廃棄などの検討。

16. 当部会所有の学校環境衛生検査機器の管理に関して検討。

学校や地域での研修会、講演会の講師については原則として担当学校薬剤師や地域の薬剤師にて対応するよう通知するとともに、必要な資料の提供を行う。 以上

☆お知らせ：本年度も「2021 年度全国学校保健調査」が行われます。調査票は7月12日に公立学校と私立学校へ配布予定です。本調査は、学校薬剤師が自ら実施するものですので、担当校と連絡のうえ、実施していただきますよう、お願い致します。

尚、本年度の調査で質問等が寄せられた設問につき、下記のとおり解説をまとめましたのでご参照ください。

[裏面]

A 2020 年度における教室等の揮発性有機化合物の定期検査の実施状況についてお聞きします。

◆設問 A-8：A-2 で③～⑥に印をつけた人にお聞きします。検査を行った結果、基準値を超えた項目はありましたか（複数回答可）。

【解説】

○A-8 は、設問文にあるとおり、A-2 で③～⑥にマークした（キシレン、・・・、スチレン等について検査を行った）方のみが回答対象者です。
ですので、A-2 で③～⑥にマークしていない方は、この A-8 は空欄となります。

○2 つ前の A-6 で、③～⑤を選択した方は A-8 に行ってください、と注釈があります。それに該当し、且つ A-2 で③～⑥にマークしていない方より、A-8 でマークできる項目がない、と指摘がありましたが、上記のとおり、A-2 で③～⑥にマークしていない方は、A-8 は空欄で結構です。 以上。



地域薬剤師会の動き



一 関 薬 剤 師 会

会長 小笠原 慈夫

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のために予定していた事業も中止せざるをえなかった。

総会は感染防止のために書面表決で行い議案は全て承認されました。

研修会は、薬剤師会主催4回、共催4回の8回開催、集団研修は3回 Webでの研修は5回でした。

薬と健康の週間

例年は「いちのせき健康スポーツフェア&障がい者福祉まつり」に参加し、薬のなんでも相談会、体脂肪測定会など行い市民のみなさんから好評を得ていましたが、これも出来なかったのが今年度は地元のラジオ、「FM あすも」を利用し20秒ラジオスポットCMで「お薬手帳の大切さ」「薬剤師としてみなさまの健康サポートをする役割」について、30回放送しました。市民のみなさまに薬剤師会の存在をアピール出来たのではないかと考えています。

一関市防災訓練「シェイクアウト」に会員の病院、薬局、卸71軒が参加、連絡網の訓練を実施しました。

令和3年に入り、新型コロナウイルスワクチン接種(集団)の希釈、充填、作業を薬剤師会が担当することになり募集した結果34名が登録、事前に対応研修会を2回開催し、ワクチン接種は5月22日からスタートしました。(毎週、土、日、実施)

病院薬剤師、調剤薬局薬剤師が積極的に参加してくれ別の意味でしっかりとコミュニケーションがとれていると思っています。

又、7月5日より夜間集団接種(18:30~20:30)が毎日行われますが、薬剤師会は水、木曜日担当することになり40名の薬剤師が登録、会員の協力的な姿勢に感謝しています。



一関市では高齢者は7月中頃終了予定でその後64才以下の接種、11月末には終了予定とのこと。

ワクチン接種等により落ち着く日々が戻った頃には会員の交流も深め早く通常の活動ができる様願っております。

去る、6月22日、「神谷まさゆき」氏が岩手県に入り畑澤会長、村井幹事長、宮手前幹事長、と共に一関駅で出迎えました。市内6薬局を訪問し記念撮影をしたり、和やかな雰囲気でご過ごされて行かれました。

神谷氏とお話をしてみて誠実で人柄の良さを感じられる方でした。

41才という若さであり実行力が期待できます。これから我々薬剤師のため大いに働いてくれると確信しています。

是非皆の力で政界へ送り出しましょう。



コロナワクチン接種の支援で、各会員の協力を頂いて二戸市・一戸町などは順調に接種が続いております。ワクチン接種は、基本的に各市町村単位で行政が窓口になって、薬剤師会が行う業務を指示されております。行政によって支援業務の内容が、「ワクチンの溶解・分注」「服薬薬剤の内容確認（お薬手帳の確認）」に分かれております。また二戸圏域においては、九戸村が無医村であるために進行率が悪いといった事態も起きました。又、今の時点になって、軽米町での接種率が極端に遅い状態になっていることから、県立軽米病院が中心で行われていた接種体制を民間に依頼する事態になってきました。軽米地区は、一人薬剤師の店舗ばかりなのでチェーン店の薬剤師さんをお願いしておりますが、それでもワクチン接種のスピードを進めていかなければいけない状態が分かってきたところです。今後、新たな支援要請が出てくる予定です。

7月の第一、第四土曜日・日曜日の午前中と午後にかけて、岩手県から手配頂いた医師・看護師の方々と、二戸駅に隣接している「なにゃーと」と言う会場を接種場所にして、二戸市・一戸町・九戸村の施設介護職員をメインとしたコロナワクチンの接種が行われました。支援者は二戸市診療所看護師と事務職員、二戸薬剤師会会員がお手伝いに伺いました。既に、土曜日の午後、日曜日の午前・午後は二戸市スポーツセンターで接種を行っている状態での接種支援応援でした。二戸薬剤師会会員も疲弊している状態でしたが、事態の詳細を説明したところ、予定していた以上の薬剤師が手を上げて頂きました。しかし、支援業務内容が「ワクチンの溶解・分注」でも「服用薬剤の確認」でもなく、「接種したバイアルとシリンジの管理」が業務でした。未経験の業務です。ここでも、会員がまとまって役割分担しながら、二戸市職員の指示に従って業務支援をこなしました。

「ワクチンの希釈と分注」については、県立二戸病院の協力の元、二戸圏域医療関係者接種の際に、病院で「希釈」「分注」の研修をさせて頂き

ました。又、使用したバイアルを開業医の先生方にもお届けして、看護師さん方の練習にも使わせて頂きました。医療関係者皆でこの事態を乗り越えようという一体感を感じた場面でした。県立二戸病院の先生方の多大なご協力を頂きました。現場において、ワクチンの希釈と分注を一手に引き受けてくれたことは、大変ありがたいことでした。ここでも、薬薬連携がしっかりできていたんだと痛感致しました。更に、感謝しております。まだまだこの事態が続きます。現在8月の予定がたてられていない状態ですが、年内は間違いなく続くでしょう。これで、コロナ感染が落ち着くことを願うばかりです。

様々な経験をしている中で課題も見えてきました。それは、お薬手帳の内容確認で分かったことですが、印字形式が異なっていることです。当然印字機械のメーカーによって変わりますが、一番の問題点が「印字文字のサイズ」です。高齢者が多いのは当然知っているはずなのに、通常印字サイズの1/4サイズで印字しているのです。これはすぐに是正しなければいけないと感じました。とても薬剤名が読めません。服薬内容のシールの貼付も斜めになったままであったり、投薬薬剤師の捺印がないなどの不備もありました。処方内容が多い患者さんにおいては折り曲げたままにしているケースもありました。次ページに貼付してあげた方が、情報の保持になると感じながら反省しておりました。

このように、今回のコロナワクチン接種において、「ワクチン希釈・分注」「お薬手帳の確認」「バイアル・シリンジの確認」など、初めての経験が続いております。地域では三師会はもちろんですが、医療関係者が一体になっている感が大きく感じられています。今後の医療行政においても、薬剤師会としての立場や業務の幅を皆さんに認識して頂けているいい場面であったと感じています。この経験が無駄にしないように、各方面に役立てたいと考えております。又、若い人材も今回の支援活動で積極的に参加してもらいました。

大変心強く感じております。今後の組織構成においても、若い人材がリーダーになっていく場面を作っていきたいと考えております。

6月23日（水）二戸薬剤師会総会を開催いたしました。事業活動は例年に比べると「中止」「書面決議」などが多く、目立った活動が出来ませんでした。例年に比べて寂しい活動報告になってしまいました。ある意味仕方ありませんが、今年度は可能な限り「コロナ感染防止策を徹底」しながら事業を進めて行きたいと考えております。しかし残念ながら、行政から「活動を控えて欲しい」との要請があった委員会もありました。河川調査における児童生徒を招集させることが「密」な状態が出来るので控えて欲しいというものです。このご時世なので仕方ありませんが、今年度事業が大幅に規制されてしまう委員会が出てしまう事は残念であります。

暗いことばかりではありません、「糖尿病性腎症悪化防止対策」の件の委託事業は何とか前進できそうな動きになってきました。更に、県立一戸病院に「認知症疾患医療センター」が今年度から開設となりました。薬剤師会としても「認知症」で悩んでいる住民の方々が多く潜在していることは承知しております。「認知症疾患医療センター」と協力して、地域住民の方々にアピールして、住みよい地域環境整備のお手伝いが出来ればと考えております。今年度は一部組織変更がありますが、新たな組織を作る前に「組織の在り方」「組織役員の役割」「定款」の見直しなど、土台から確認していくことも決議されました。来年は、役員改選の年でもあります。若い人材の登用や、役員業務を明確にするほか、各会員がどこかの委員会に加盟して役割を果たしていただく準備を今年度行いたいと考えております。ある意味、会員一人一人が「会長」である意識で活動したいと考えています。「神谷まさゆき」候補のイメージも植え付けながら、コロナ禍の中ですが可能な限り進めていきたいと思っております。

以上、二戸支部の近況をお伝えいたします。



検査センターのページ



岩手県薬剤師会検査センターで 1 年働いて

(一社) 岩手県薬剤師会検査センター
環境分析課 米澤 遊月

■はじめに

はじめまして、私は 2020 年 4 月に入社しました米澤と申します。現在は環境分析課に所属しています。

入所して 2 年目になりましたが、この度こちらに寄稿する機会をいただきましたので、1 年間を振り返ってのことをまとめてご紹介できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

■各部署での研修内容

当センターの組織には、総務課、環境分析課、水質分析課、食品分析課の 4 つの課があり、食品分析課は細菌と理化学に分かれます。入社して 1 年間はその中を回り、食品分析課（理化学）、水質分析課、食品分析課（細菌）、環境分析課それぞれの分析内容について学び、経験させていただきました。

1. 食品分析課（理化学）

食品分析課（理化学）では栄養表示に必要な栄養分析の検査を主に行いました。栄養成分表示には「熱量」「たんぱく質」「脂質」「炭水化物」「ナトリウム（食塩相当量に換算したものを表示）」の項目がありますが、私は主にたんぱく質や脂質などの分析をしました。また栄養分析の検査以外にも食品に対する放射性物質検査も学ばせていただきました。当センターでは、放射性セシウムのゲルマニウム半導体検出器による γ 線スペクトロメトリー検査と NaI シンチレーションカウンタ検出器による γ 線スペクトロメトリー検査の 2 つの検査方法を行っています。

その他にも、食品分析課ではホタテなどに含まれる貝毒（麻痺性貝毒・下痢性貝毒）、異物についても検査を行っています。

2. 飲料水分析課

飲料水分析課では水道法に基づいて飲料水などの水質検査を行いました。検査項目も、浄水では全項目 51 項目、原水では全項目 40 項目などたく

さんの分析項目があり、その中でも省略不可 23 項目、平常 11 項目など分析項目や定期検査の回数も規則で定められております。検体の採取についても採水から試験開始までの時間も決まっていますし、移動の間の温度管理も欠かさず行っています。また、採水時間や天気なども記録します。各項目について採水する容器が異なっており、ポリ容器やガラス容器があります。項目によっては採水時に試薬を添加するなど様々です。飲料水のほかにも、遊泳用・学校のプール水についても学校保健安全法等公定法に基づいて検査しています。

私はこのたくさんの項目の中から、pH、色度、濁度、残留塩素、TOC（全有機炭素）などを中心に学ばせていただきました。残留塩素については、浄水 51 項目の中にはありませんが、水道法では、消毒のため蛇口時点での残留塩素濃度が 0.1mg/L 以上になるよう定められています。一方「水質管理目標設定項目」の中では、においや味といった観点から、1mg/L 以下という目標値が設定されています。

3. 食品分析課（細菌）

細菌室では環境水、飲料水、食品などそれぞれの部署の検体を扱っていて、一般細菌、大腸菌、大腸菌群、嫌気性芽胞菌、レジオネラ属細菌、糞便性大腸菌群やサルモネラなど様々な細菌検査を行っています。またこれら微生物検査のほかにも、食品・添加物等の規格基準、通知法に基づく検査である規格試験や、賞味期限設定のための検査、衛生検査として、拭き取り検査、空気検査、環境検査（食品関連施設の HACCP に基づいた衛生管理支援）なども行っています。

私は細菌室では、基本的に微生物検査を行いました。細菌検査では培養法を扱っていくのですが、その時にコンタミネーション（汚染）や検査する側の感染を防ぐことが大切になっていきます。そのためにも、グローブを必ずしてエタノールで殺

菌する、蓋を開けた培地の上に物や手が通らないようにする、使う実験器具は滅菌や消毒をするなど細かい所に気を配ることが多々あります。その他にも、培養温度や培養時間、使用する培地やその量なども、目的の微生物によって変わっていくということも学ばせてもらいました。

■環境分析課

現在私は環境分析課に所属しております。環境分析課では主に環境水・排水・河川水などの水質の検査、土壌・産業廃棄物・肥料などの固体の検査、大気・室内環境の検査など環境にかかる測定・分析を行っています。環境分析課での水質検査では主に水質汚濁に係る環境基準項目があり、生活環境項目、健康項目、要監視項目があります。これら環境基準に基づいて定められている項目の検査をします。環境水の採水についても、採水時間や、前日・当日の天気、気温・水温・透視度を記録します。容器もポリ容器やガラス容器があります。私は環境分析課では主に、pH や SS（浮遊物質量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）、ノルマルヘキサン抽出物質などの検査方法を教わりました。

その他にも環境分析課では、牧草や土壌・肥料などの放射能測定やアスベスト含有調査、温泉成分分析なども行っています。また今年から溶接ヒューム濃度測定についての検査が始まりました。詳しくは岩手県薬剤師会検査センターの HP に「溶接ヒューム濃度測定・フィットテストのご案内」のページがありますのでぜひご覧ください。

岩手県薬剤師会検査センターの理念に、「地域の産業に貢献するための試験分析などの活動を通し、地域に必要とされる試験機関であること」とあります。これから私は検査センターの一員として、この理念に基づいて、皆様が安心・安全に、また健康的に生活を送っていくためのサポートをできるように検査をしていきます。そのためにも色々な情報をこれから発信していきご依頼を受けていきたいと思っています。これからぜひよろしくお願いします。



藤井もとゆき国会レポート

情報監視審査会会長
参議院議員・薬剤師
藤井 基之



骨太の方針2021

「経済財政運営と改革の基本方針2021（いわゆる「骨太の方針2021」）は、「日本の未来を拓く4つの原動力 ～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」を副題として、6月18日に閣議決定されました。

今回の方針では、昨年戦後最悪の落ち込みとなった世界経済は、単なる景気回復に留まらず経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生し、国内においては、柔軟な働き方や東京一極集中の変化の兆し等、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスが到来しているとし、こうした内外の変化を捉えて構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を構築するとしています。

医療提供については、今般の新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえ、平時と緊急時で医療提供体制を迅速かつ柔軟に切り換える仕組みを構築すること等が記されています。

また、医薬品については、革新的な医薬品におけるイノベーションの評価の観点及び長期収載医薬品等の評価適正化の観点から薬価基準の見直しを透明性・予見性の確保にも留意しつつ図るとともに、OTC類似薬等の既収載の医薬品の保険給付範囲について引き続き見直しを図ること。後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を図るとともに、新目標（23年度末までに数量シェアを全都道府県で80%以上）について検証すること。かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、多剤・重複投薬への取組を強化するとともに、医師及び薬剤師の連携により、一定期間内の処方箋を反復利用できる方策を検討すること等が示されています。

社会保障関係費に関しては、実質的な増加を高齢化に伴う増加分に相当する伸びに収める方針を継続するとしており、年末の予算編成に向けて、必要な財源の確保に努めていかなければと思います。

藤井基之ホームページ <http://mfujii.gr.jp/>



薬連だより



本田あきこオレンジ日記

自民党厚生労働部会副部長
参議院議員・薬剤師 本田 顕子



積み重ね

通常国会が閉じてからも閉会中審査、災害対応、年末の来年度政府予算案の編成に向けた各省の概算要求に関する勉強会、各級地方選挙対応等の日々が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の決め手となるワクチン接種もある程度軌道に乗りつつありますが、薬剤師会や病院薬剤師会の皆様には、それぞれの地域や場所で、接種事業が的確かつ効率的に行われるようご対応頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、今回は毎月1回送付させていただいている“オレンジ日記”を振り返ってみることにしました。最初の発行は、私が組織内統一候補として決定していただいた2017年3月から8か月後の11月送付分であり、そこからカウントしてみましたら、今回は53回目でした。会報を手にして下さる皆様と会報を通してつながっていることに感激すると同時に、こうして原稿を掲載していただいていることに感謝でいっぱいの気持ちになりました。毎月一番伝えたい想いをタイトルに込めて書いていますので、タイトルを見ると、その月の活動を振り返ることができます。

第1回目は「都道府県訪問の旅」でした。都道府県訪問が九州から始まったこと、活動状況がPOWERに随時掲載されていること、私の役割は薬剤師の結束がこれまで以上に深まるよう汗を流すこと、イメージカラーをオレンジ色に決めていただいたことなどを綴っており、読み返すと感慨深い気持ちとなります。

私がこうして積み重ねをさせて頂いたように、次の組織候補となられた神谷まさゆき副会長が今後援会活動を積み上げられています。

私もまだまだ及ばないところがたくさんありますので、先輩の藤井基之先生に習いながらの毎日です。





薬連だより



まさゆき 政幸だより

日本薬剤師連盟 副会長 神谷まさゆき



JPLフォーラム2021が開催されました

6月は、宮城県、岩手県、青森県、愛知県の支部を訪問させていただきましたが、その合間の6月20日（日）に、都道府県で地域のリーダーとして活動されている女性薬剤師に参加いただき、JPL（Japan Pharmacist Ladies）フォーラム2021「はじめまして、神谷まさゆきです！」がWEB開催されました。

山本会長の開会挨拶、近藤日本女性薬剤師連盟会長より激励のご挨拶、藤井基之参議院議員の激励のご挨拶と国会報告に続いて、私からは、薬局に生まれ育ち薬局経営の現場での経験から政治を志したこと、現場の顔が浮かぶ政治を目指したいことなどをお話しさせていただきました。次にプロの司会者をモデレーターに迎えて、参加者の画像を背景にして本田顕子参議院議員との対談が行われました。コロナ禍で制限された中での訪問活動、SNSの活用、今後の活動などについて、本田先生の経験を伺いながら話し合い、参加者との質疑応答も行うなど、和やかな雰囲気の中で充実した対談になりました。



その後6グループに分かれて、「神谷まさゆき支援の輪を広げるには！」をテーマにフリートークの後、発表が行われました。発表では、イメージキャラクターの作成、愛称をつける、ショートムービーの作成・活用、薬局スタッフへの周知方法の工夫など、女性ならではのアイデアも含め様々な提案をいただき、私のことを身近に感じてもらうことの大切さを改めて意識する機会になりました。

対談、フリートークや発表もスムーズに進められ、WEB開催でしたが参加者と一体感をもつことができたフォーラムになりました。休日にもかかわらずご参加いただき、ありがとうございました。

1. Facebook ページ 『薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌』を公開しました。

右のコードから閲覧してください →

2. 神谷まさゆきのホームページを開設しました。

右のコードから閲覧してください →

3. 神谷まさゆきメールマガジンを開始しました。

右のコードから登録をお願いいたします →

4. 神谷まさゆきの公式LINEアカウントを開設しました。

右のコードから登録をお願いいたします →





最近の話題



「薬局実務実習指導の手引き2018年版」に関する追補について

実務実習受入対策委員会 本田 昭二

日本薬剤師会では、平成31年2月より開始された、改訂モデル・コアカリキュラム（以下、「改訂コアカリ」）に基づく薬局実務実習に対応した指導薬剤師向け書籍として、「薬局実務実習指導の手引き2018年版」（以下、「手引き」）を平成30年4月に作成され、当会においても研修会で紹介し、多くの指導薬剤師に活用いただいていることと存じます。

これまでに、日本薬剤師会では、手引きの活用状況や改訂コアカリに基づく実務実習の実施状況等に関して調査を行い、それにより抽出された課題について解決策の検討がなされ、手引きの一層の有効活用を図るために作成された「追補版」が完成したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

【追補掲載ページ】

日本薬剤師会ホームページ

- > 日本薬剤師会の活動 > 薬学教育・実務実習
- > 薬局実務実習の受入・指導のための資料等

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/training/index.html>

【補足・追記内容の要約】

課題：領域A～Cについては、概ね参加体験型の実習が実施されていたが、領域Dについては、「どちらかと言えばできなかった」と「あまりできなかった」が合わせて24%であった。

（追補版での対応）

Dの領域については、単独で進めることは難しく、Cの領域である「服薬指導」を行う中で、Dの「薬物療法の実践」と同時に進めながらステップアップしていくものと考えられるため進め方についての解説を作成。

- ⇒ 1. C「服薬指導」とD「薬物療法の実践」の進め方について

課題：領域Fについては、「どちらかと言えばできなかった」と「あまりできなかった」が合わせて35%であった。

（追補版での対応）

Fの領域は、医薬品・医療機器等法の改正からも、かかりつけ薬局として重要なものと考えられるが、「その機会がない」と判断している場合があり、その対応を補足。

- ⇒ 2. F「セルフメディケーション支援を実践する」に関して

課題：領域A～Dの評価について、「概略評価」の行い方に迷いが出るとの意見が多かった。

課題：手引きの活用については、そもそも「使っていない」との回答が20%であった。

（追補版での対応）

実務実習において「概略評価」を行う際に、参照すべき「手引き」のページと「薬学実務実習に関する連絡会議」（以下「連絡会議」）が示した概略評価との繋がりを明記し、更なる手引きの活用を促すこととされた。

- ⇒ 3. 連絡会議版の概略評価と手引きの関連について

課題：領域CとDについては、対人業務へのシフトの観点からチェックポイント等を明確化する必要があった。

（追補版での対応）

業務が明確化された対人業務へのシフトの観点からチェックポイント等を追加。

- ⇒ 4. C「服薬指導」とD「薬物療法の実践」へのチェックポイント等の追加

課題：連絡会議が作成した資料「薬学実務実習の概略評価の例示について（補足）」（平成31年3月19日一部改訂）は、連絡会議版の概略評価と「手引き」版の概略評価との対応関係等を整理したものであるが手引きでは掲載できていなかった。

（追補版での対応）

連絡会議作成の上記「例示補足」資料を、全ページ添付。

- ⇒ 巻末資料として追加

質問に答えて

Q. 抗リウマチ薬について

盛岡赤十字病院 丹代 恭太

はじめに

関節リウマチは、自己免疫異常を基盤に、関節滑膜の持続的な炎症により骨や軟骨が破壊され、関節の機能障害を来す全身性炎症性疾患である。抗リウマチ薬は合成リウマチ薬、生物学的製剤（biological DMARDs: bDMARDs）、分子標的合成抗リウマチ薬（targeted synthetic DMARDs: tsDMARDs）など多岐にわたり、多くの症例において、寛解あるいは低疾患活動性を維持できることが可能となった。しかし、一方でこれらの薬剤の副作用、合併症への対応が十分とは言えないのが現状である。本稿では従来型の抗リウマチ薬から新規機序をもつ薬剤まで、その特徴、注意すべき副作用等について紹介する。また、昨今、JAK 阻害薬バリシチニブ（オルミエント®）が SARS-COV-2 による肺炎に対して、効能効果追加承認されたことは記憶に新しいが、未だ猛威をふるう SARS-COV-2 との関連性などの話題についても紹介する。

○ 従来型合成リウマチ薬

現在の関節リウマチの治療戦略は、メトトレキサート（MTX）をはじめとした従来型合成リウマチ薬と分子標的薬（生物学的製剤および JAK 阻害剤）を軸にして構成されている。なかでも MTX はアンカードラッグと位置づけられ、現在の関節リウマチ治療の中心を担う薬剤となっている。基本戦略は使用可能症例に対して速やかに MTX 治療を開始し、さらに十分量まで MTX を増量しても効果不十分と判断されれば、分子標的薬を追加併用するという一連の流れである。MTX 以外の従来型合成リウマチ薬は、現在の標

準治療のなかでは脇役的な立ち位置であるが、合併症等により全症例に対して MTX や分子標的薬が使用困難な場合、重要な役割を担う。

・ MTX

葉酸代謝拮抗薬であり、現代の関節リウマチ治療における最重要薬剤の一つである。日米欧いずれのガイドラインにおいても、投与禁忌症例以外では第一選択薬であり、本邦においても 70% 以上の関節リウマチ患者が使用している。単剤においても高い有用性を示すが、実臨床下では分子標的薬等と併用されたさらなる治療効果が期待される。腎障害への配慮、服用日の厳守が必要であり、注意を要する副作用としては、間質性肺炎、骨髄抑制、感染症がある。

・ プシラミン

主要代謝物（SA981）が T 細胞の増殖抑制や、滑膜細胞からの炎症性サイトカイン産生抑制など抗リウマチ作用を発揮するとされている。MTX との併用療法による有用性が示されている。注意を要する副作用としては、皮膚障害、腎障害、血液障害がある。

・ サラゾスルファピリジン

古くから、関節リウマチと潰瘍性大腸炎の治療薬として開発された。作用機序としては、T 細胞やマクロファージからの炎症性サイトカイン産生抑制とされている。重篤な副作用は少ないが、ときとして、重篤な皮膚障害や肝障害、無顆粒球症などの血液障害が認められることがある。

・ イグラチモド

最新の合成リウマチ薬として多くのエビデンスがあり、実臨床では経済的問題などにより分子標的薬を使用できない場合、MTX の効果不十分例

では重要な治療オプションとなりうる。作用機序としては、単球/マクロファージや滑膜細胞からの炎症性サイトカイン産生抑制などの作用を有するが、これらはNF- κ Bの活性化抑制を介する作用とされている。ワルファリンの作用増強作用から併用禁忌となっている。副作用としては、肝障害の頻度が高い。

○ 生物学的製剤

生物学的抗リウマチ薬は種々の炎症性サイトカインを高い特異性で標的とすることで、関節リウマチ治療の breakthrough をもたらしした。現在、5種類のTNF α 阻害薬と2種類のIL-6阻害薬、T細胞選択的共刺激調節剤(CD80/86阻害薬)の計8製剤が関節リウマチ治療薬として使用可能である。

・ TNF 阻害薬

炎症性サイトカインの代表とされるTNF α は、免疫調節や炎症誘発、アポトーシスなど多面的な機能を担い、TNF α シグナルは関節組織の破壊に中心的に関与すると考えられている。現在、使用可能なTNF α 阻害薬の各特徴を表1に示す。共通の特徴としては、MTX併用で有効性が高いこと、抗体製剤では休薬や減量についてのエビデンスが多いことがあげられる。重篤な有害事象としては重篤な感染症のリスクがある。結核等の感染防御にはTNF α も重篤な役割を担うため、事前のスクリーニングと潜在性結核の可能性には十

分留意する必要がある。

・ IL-6 阻害薬

IL-6は、自然免疫反応や獲得免疫反応、さらに急性期反応を促進することにより、関節リウマチの病態形成に関わる重要なサイトカインである。ヒト化抗ヒトIL-6モノクローナル抗体であるトシリズマブ、ヒト型抗ヒトIL-6受容体モノクローナル抗体であるサリルマブが関節リウマチの治療薬として承認されている。トシリズマブは皮下または静脈内投与可能であり、有効性と安全性に関しては、皮下投与のほうが注射部位反応が多かったことを除いては、特に差はみられなかった。トシリズマブは従来型抗リウマチ薬や他のbDMARDsに比べると下部消化管穿孔のリスクが高いため、憩室炎の既往歴がある症例では禁忌となる。欧州リウマチ学会の関節リウマチ治療ガイドラインでは、従来型抗リウマチ薬を併用できない患者では、IL-6阻害薬がbDMARDsと比較して優位性を発揮する可能性があるとして推奨されている。

・ CD80/CD86 阻害薬

アバタセプトはヒトIgG1のFc領域と細胞障害性Tリンパ球関連抗原4の細胞外ドメインを融合した融合蛋白質である。主にマクロファージの遊走を阻害することで、効果を発揮すると推測されている。TNF阻害薬に対する反応が不十分な患者において、臨床的な効果が示されている。

表1 関節リウマチに使用されるTNF阻害薬一覧

一般名(略称)	インフリキシマブ (IFX)	エタネルセプト (ETN)	アダリマブ(ADA)	ゴリムマブ(GLM)	セルトリズマブ ペゴル (CZP)
商品名	レミケード®	エンブレル®	ヒュミラ®	シンボニー®	シムジア®
標的	TNF α	TNF α / β	TNF α	TNF α	TNF α
製剤	キメラ型抗体	IgG-FC融合蛋白	完全ヒト型抗体	完全ヒト型抗体	PEG化抗体
作用機序	TNF α の中和 TNF α 産生細胞の障害	TNF α / β の中和	TNF α の中和 TNF α 産生細胞の障害	TNF α の中和 TNF α 産生細胞の障害	TNF α の中和
併用薬の条件	MTX 必須	なし	なし	なし	なし
投与方法	点滴	皮下	皮下	皮下	皮下
投与間隔	0, 2, 6 週 以後 8 週間間隔	週 1 回	2 週ごと	4 週ごと	0, 2, 4 週 以後 2 週間間隔
投与量	3mg/kg (6, 10mg/kg に増量可)	50mg (25mg)	40mg	50mg (100mg に増量可)	200mg

○ JAK（Janus kinase）阻害薬

抗体製剤は細胞外のタンパク質に結合して活性を抑制するが、JAK 阻害薬は低分子化合物であり、細胞内のリン酸化酵素である JAK の働きを抑制する。JAK には JAK1、JAK2、JAK3、TYK2 の 4 種類があり、シグナル伝達では、サイトカイン受容体に通常 2 つの JAK が結合してシグナルを伝達している。本邦では、5 種類の JAK 阻害薬が承認されている（表 2）が、JAK の選択性は異なり、臨床における作用や副作用が異なる可能性があるが、JAK 阻害活性の違いと臨床的な効果の関連は未だ不明点が多い。JAK1 は IL-6 にも関連するため JAK1 抑制は抗リウマチ活性に必須である。ただし高濃度になると JAK1/JAK3 サイトカイン（IL2 や IL15）などを抑えるため、リンパ球抑制も出てくる可能性がある。JAK3 活性抑制は抗リウマチ作用だけでなく、リンパ球減少や NK 細胞減少をきたす可能性がある。JAK2 活性抑制は赤血球産生を抑制して貧血をきたす可能性がある。現在、様々な臨床試験が行われており、その有効性が示されており、MTX や生物学的製剤で効果不十分な場合や、MTX の使用できない場合でも治療の選択肢となりうる。副作用としては帯状疱疹が多いことが知られている。機序は明らかではないが、ウイルス感染に参与する IFN やリンパ球の維持に参与する IL-15 などが関連すると考えられている。

フィルゴチニブでは少ない傾向があるが、JAK

選択性との関連は不明である。また、近年 JAK 阻害薬と深部静脈血栓症（VTE）／肺塞栓症（PE）の関連が話題となっているが個々の薬剤での関連は認められていない。ただし、バリシチニブでは 2mg より 4mg で VTE 発生率が高く、用量依存性が認められているが、JAK 選択性との関連は不明である。

バリシチニブは 2021 年 4 月 23 日付けで国内 3 品目目となる SARS-COV-2 による肺炎に対して、効能効果追加承認された。投与方法はレムデシビルと併用し、1 日 1 回 4mg を経口投与（最長 14 日間）である。注意すべき点として、中等症Ⅱ～重症の患者に入院下で投与すること。中等度の腎機能障害（ $30 \leq \text{eGFR} < 60$ ）のある患者には 2mg 1 日 1 回経口投与とする。重度の腎機能障害（ $15 \leq \text{eGFR} < 30$ ）のある患者には 2mg を 48 時間ごとに 1 回投与（最大 7 回まで）、また、 $\text{eGFR} < 15$ では投与しないこととしている。

○ 抗リウマチ薬と新型コロナウイルスワクチンとの関連

基本的に新型コロナウイルスワクチンを接種するときに、関節リウマチに関連する薬剤について服用、注射をしているため、接種できないということはなく、また副反応が強くなることも知られていない。ただし、MTX などの抗リウマチ薬は免疫抑制を起こすため、服用により、ワクチンの効果を弱めてウイルスに対する抗体が十分作られ

表 2 JAK 阻害薬の選択性

一般名	トファシチニブ	バリシチニブ	ペフィシチニブ	ウパタシチニブ	フィルゴチニブ
商品名	ゼルヤンツ [®]	オルミエント [®]	スマイラフ [®]	リンヴォック [®]	ジゼルカ [®]
JAK 選択性	JAK1、JAK3	JAK1、JAK2	JAK3、JAK1 JAK2、TYK2	JAK1	JAK1
代謝	30%腎排泄	> 66%腎排泄	16%腎排泄	20%腎排泄	87%腎排泄

ない可能性がある。また、生物学的製剤を注射している患者ではワクチンをいつ打てばよいのかについても意見が分かれている。ワクチンの副反応なのか分からなくなる点から、少なくとも同日でない日に接種すべきというのが一般的な見解となっている。米国リウマチ学会（ACR）より、専門委員会の見解として発出されたものについて表3に示す。

最後に

関節リウマチ治療は新規機序を持つ薬剤の開発など薬物治療の進歩により、臨床的寛解や構造的寛解のみならず、より長期的な機能的な寛解までが治療目的となっている。ただし、それは患者さん自身が正しく薬剤服用および自己注射が大前提にあるが、患者さんによっては服薬アドヒアランスが十分でない場合が存在する。骨変形に伴う機能的な問題や高齢に伴う認知機能の問題など、患者さん個々の状態は様々かと思うが、われわれ薬剤師も関節リウマチ患者の継続した薬学管理を行うことで長期的な患者さんの QOL 向上に寄与していければよいと考える。

参考

PROGRESS IN MEDICINE 41 (1), 2021
COVID-19 Vaccine Clinical Guidance Summary for Patients with Rheumatic and Musculoskeletal Diseases, 米国リウマチ学会 ガイダンス
新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第5版 厚生労働省

表3 アメリカリウマチ学会 ACR COVID19 ワクチン委員会の見解（参考）

薬剤	ワクチン接種時の服用・投与
MTX	ワクチン接種後1週間は服用しない
サラゾスルファピリジン	そのまま服用
プレドニゾロン	そのまま服用
TNF 阻害薬	投与期間を変えずにそのまま投与
IL-6 阻害薬	投与期間を変えずにそのまま投与
アバタセプト（皮下注）	1回目のワクチン接種前後、各1週間は投与しない 2回目はワクチンには関係なく投与可
アバタセプト（点滴静注）	1回目のワクチン接種4週間前から注射しない 1回目のワクチン接種後、1週間は投与しない 2回目はワクチンには関係なく投与可
JAK 阻害薬	ワクチン接種後1週間は服用しない



東日本大震災から10年



宮古薬剤師会

岩手県立宮古病院 薬剤科 薬剤科長 船越 真紀

「津波が来たー！みんな2階にあがれー！！」
事務職員の大きな叫び声が院内に響き渡った。

「はっ？来たって？・・・え？」状況がのみこめないまま、とにかく2階へと駆け上がった。その数分後、これが現実なのかと思うような光景がそこにあった。平成18年に新築移転した県立山田病院（以下山田病院）はわずか5年で病院としての機能を失った。



山田病院屋上からの津波の光景

平成23年3月11日。あの日、私は山田病院に勤務していた。2階に避難した後、第二波が来る前に入院患者さんを屋上に避難させたのだが、歩いて避難出来たのは3名で、その中の1名が100歳だったことを今でも憶えている。余震が続きました津波が来るのではないかとという恐怖の中、一晩中、町の方では爆発音が鳴り続けていた。

1階天井まで浸水した山田病院は、浸水を免れた2階に入院患者さんの薬があったこと、金曜日の午後で週明けまでの点滴がセット済であったことが救いだった。搬送先に薬を持たせる際、看護師とともに配薬カートから薬を取り出し準備したのだが、普段から看護科との距離が近かったことがこの作業をスムーズにさせた。

震災から3日後、浸水の被害が無かった2階を利用して昭和大学医療救援隊が支援活動を開始、その後は戸田中央医科グループにより仮設診療所が完成する7月まで支援が継続された。

山田地区は、避難所となっていた山田南小学校に中央救護所を設置し被災した山田町内の先生方が支援チームとともに調剤業務を開始した。

震災当時、宮古支部にあった32の薬局は、10薬局が全壊、3薬局が大規模半壊、4薬局が半壊

した。情報が入ってこなかったため他の地域が一体どうなっているのかしばらく何も分からなかった。地元卸の方が情報も含め、親身になって対応してくれたことはとても心強く、日頃からの信頼関係の大切さを痛感した。

震災後、山田病院に北海道薬剤師会から4名の先生が支援活動のために到着した。夕方の薄暗い院内で、家族控え室を宿泊りする場所として案内したのだが、自分の目の前にいたその中の1人が、大学の同級生であったことをかなり後から知った。北海道薬剤師会には、宮古、田老地区で継続して支援活動をしていただいた。

その後、私は県立釜石病院に異動になった。当時は、まだ道路状況も悪く何カ所も工事をしていましたが少しずつ復興が進んでいることを実感しながら通勤した。

平成28年9月。震災から5年で、山田病院は山田中学校、山田消防署に隣接した高台に移転した。宮古警察署山田交番も近接しており、町内のインフラが集約した場所となっている。

そして、震災から7年、私は縁あって山田病院へ異動になった。移転後の薬剤科は、病院2階中ほどのスタッフステーションに隣接した配置となっている。顔の見える関係が、あの日とともに乗り越えられたのだと思っている。

東日本大震災から10年。この10年で、台風10号、台風19号と自然災害はこれでもかというくらい容赦なくこの地域を襲ってきた。

「復興には10年かかる」と言われた10年後にまさかコロナ禍の真只中にあるなどとは思っても見なかった。そして今、宮古薬剤師会には、ワクチン集団接種での調製業務の協力依頼があり、協力に向け準備中である。さまざまな災害において薬剤師に求められる役割は多岐に渡る。

東日本大震災を機に、お薬手帳の重要性が見直された。今では紙のお薬手帳から電子版のお薬手帳が加わり普及が進んでいる。様々な電子化が進む今、大規模災害でその機能がすべて停止したら・・・。

あの日のことを思い出さずにはいられない。

最後に、これまで関わってくださったすべての皆様に感謝し、これからも人と人のつながりを大切にしていきたい。

令和3年3月11日木曜日午後

一人の女性が小学5年生のお子様を連れ来局した。1枚のハガキと土産を持って・・・・

実は私達親子は10年前1歳だったこの子と及川薬局の中にいてあの震災に会いました。大きく揺れ、ただうずくまって恐怖の真ただ中にいました。それを従業員の皆様に守られ、励まされ過ぎたのが忘れられませんでした。その時の御礼のご挨拶に今日伺いましたとの事。

あの時はその時間4組の来局者がいてお薬の交付を待っていたのを鮮明に覚えている。

10年経った今その時の御礼をと・・・・

本当にその言葉に従業員全員感激し過ぎ去りしあの日あの時を思い出した。親子は今岩手県外に住んでいるとの事、名前も告げずハガキにも住所とお名前はなかった。思わぬ来訪者に言葉もなかった。

10年早いものだ、また長く感じた方も多かったらう。

東日本大震災

途方もない震災を私は内陸水沢で経験した。三陸沿岸を中心に大被害を受けた岩手県、宮城県、福島県・・・・忘れることがないであろう3・11あの時何をしたんだろう、何が出来たのか？私は直後、当時の副会長を訪ね今後の事を話し合った。薬局の被害状況の把握、電源の落ちた中での業務、医薬品の供給状況、処方箋調剤日数の短縮依頼、支援物資の調達、市の災害復興本部への情報収集様々な事があった。

数日後真っ先に電話連絡がつかなくなった宮城気仙沼の友人を往復のガソリンを手配して訪ねた。友人はぼさぼさ頭に髭面で被災者の診察をしておられた、改めて医師の崇高な使命に心打たれた。

その後被災地に入ったのはライオンズクラブの一員として支援物資の自転車をトラックに積んでライオンの待つ大船渡に、また高田、大槌の仮設住宅にも薬剤師として入った。

大槌の駅前に行った時、目にした光景は忘れることができない。場所さえ分からなくやっと探した真っ黒に燃えた薬局の前に立った時も言葉を失った。それから何回か大船渡、釜石、高田に足を運んだ。

あれからあつという間の10年であった。

それから忘れることが出来ないのが福島の被災である常磐道が通れず東北道経由でいわき市に入ったのは震災後5年の時が経過していた。原発の事故は多くの問題を私達に投げかけてくれた。エネルギーの供給、構築、原発の必要性？安全性の問題？等・・・・

若い頃私は福島浜通り相双地区で2年間過ごした事があった。原発直下の大野、浪江、双葉等あの頃の風景そのものはもうなかった、あったのは遠くで白煙をあげる原発であったこれも当時とは違っていた。10年経過しあの時と今では

今あの地震が起きたら、私たちはどのような対応が出来るのであろうか？

あの教訓を活かすことができるのであろうか？

あの時以上の津波が襲っても各地の原発は被害から逃れることができるのであろうか？

被災される家屋や人は少なくてすむのであろうか？

そんな事を考えていると、私達にできる事は後世に伝えていく事と貴重な教えを各自各組織団体が備えを準備しておく事が大切だと思う。

再び想定を超えていたとならないように。



震災直後の大槌駅

6月30日に想う

釜石薬剤師会 藤田 佳克

この稿の締切日は6月30日。この日になると私はいつも思い出す。2002年のこの日芸能界に入り、そして2017年同日、芸能界を卒業していった一人のアイドルの事を。彼女の名は嗣永桃子、ももちの愛称で親しまれたアイドルである。

恥を告白する。私は桃子(かつてのファン同士での呼称を用いることをお許しいただきたい)、そして彼女の所属するアイドルグループ、Berryz 工房の狂信的ファンであった。

私が彼女たちの存在を知ったのは、ある日偶々聞いていたラジオ番組であったと記憶している。グループ6枚目のシングルである「スペシャル ジェネレーション」がオリコントップ10入りしたため、番組内で曲の一節が再生された。その際に流れた「離れない離さない」という桃子の歌う歌詞が、妙に私の耳に残った。文字通り私の耳から離れなくなったのだ。

それまで私は、どちらかというとアイドルというものを忌避していた。しかし興味を持って同曲のCDを購入した私は、その後憑かれたかのように他のCDやDVD、グッズ等を買っていき、丁度その頃私は薬学部への進学を決意したが、大学を選ぶ際、よりイベントに行きやすい関東圏の大学が第一候補となったことは言うまでもない。結果として何とか合格してしまうのだから、不純な動機というものは恐ろしい。親不孝にも程がある。

上京に成功した私は、さらに沼に嵌る。mixi(ああ!なんと懐かしい響きであろうか)で同好の士と交流し、関東圏で行われた現場(イベント会場の事をこう呼ぶ)には時間と金が許す限り参戦した。ライブ、握手会、ファンイベント。時には舞台も見に行った。同志との交流は楽しかったが、1年ほど経った頃、私は楽しかったはずのオタ活から距離を置くこととなる。

理由はいくつかある。一つはファン同士での内ゲバである。桃子だけ最悪されている、あんなぶりっ子痛いだけなど、ネット掲示板では醜い言い争いが繰り返された。ネット上の言葉は、現場にも伝搬した。己の好きなものを批判されていい気持ちはしない。アイドルという言葉は元々偶像を意味するらしい。日常から解放された場を求めていたのに、人間の汚い面を見せられるような状況となる中で、私は参戦する意味が見出せなくなっていった。

二つ目は妻と交際を始めたことである。アイドルに嵌る理由として疑似的な恋愛感情があげられるが、リアルな恋愛をものにした私にとって、最早アイドルは不要となったのだ。

こうして私は現場通いから足を洗った。数年が経った頃、世はAKB、ももクロなどが続々台頭し、アイドル戦国時代と呼ばれる状況に変化していた。そんな中、ある日放送されためっちゃイケが転機となり、桃子は一大ブレイクを果たす。私は目を疑った。かつてどれだけ頑張っても中々ブレイクできなかったのに、きっかけ一つでこうなるのかと。その後桃子はいじられキャラ、あるいは痛いキャラとしてのポジションを確立していった。ファンだった身としては扱いに多少複雑な思いがあったものの、活躍する彼女の姿を見ることは嬉しかった。しかし2016年11月4日、2017年6月30日をもって芸能界から引退することが突如発表された。

引退発表後、様々なイベントが行われた。私は参戦できなかったが、参戦したかつての同志たちのmixi、あるいはブログはいずれも感謝の言葉に満ち溢れていた。寂しくはあるが、桃子の出した結論を支持し、新たな世界での活躍を祈る、そんな優しい現場となっていたであろうことは想像に難くない。終わりを前にして、ようやくファンは一つとなったのだ。

2017年6月30日、ラストライブ。ライブ最終盤、ファンからの愛を受信するアンテナと称していつも立てていた小指を折りたたみながら、桃子は私たちの前から去っていった。皆さんの方が絶対に幸せになってください。これが彼女の残した言葉である。

長々と恥を晒した。たかがアイドルに何をと嗤われるかもしれない。だが桃子がいなければ薬学部への進学は叶わず、妻と出会うこともなかっただろう。畢竟、彼女の存在は私の人生を価値あるものに変えたのだ。だから私は、この日になると思い出すのである。

◇ ◇ ◇

次回は盛岡薬剤師会の 野館 敬直 先生にお願いしました。



話題のひろば

保険薬局 シェリー

私は近所にある「Se○○○」をよく利用するのですが、100均ってアイデア商品の宝庫ですね。私がおすすめの「Se○○○ベスト3」をご紹介します。

①エコカラズ ケース付トート

：この商品は簡単に折りたたむことができ、バッグのポケット部分にコンパクトに収納できます。生地が薄いので、幅も厚みもハンカチサイズ！折りたたみ式のエコバッグはたたみ方にコツが必要なものが多いのですが、私みたいに不器用な人でもOKなところが最大のおすすめポイントです。

②小さめサイズのプラスチック収納ケース

：サイズや仕切りの数が多種多様のものが発売されており、薬や文具などの細かい物を分けて収納したい場合に重宝しています。

③底面が斜めの三角コーナー

：底面が斜めなので水切りが容易です。細かい網目のものと違い、お手入れがとても楽なもの嬉しいです。

100均グッズは目から鱗の商品も多く…たとえばズレだとしても「100均だから」と許してしまうのは私だけではないと思います。100均の罠に陥り、私みたいに買い過ぎないよう気を付けて下さいね（笑）

♪ ♪ ♪ ♪ ♪

保険薬局 匿名

私がオススメする100均グッズは、「とにかく洗しやすい保存容器」という商品です。オススメポイントとして、一般的なタッパーのフタには溝があるが、この商品には溝がない為、洗やすく、洗った後の水切れが良い事です。

また、フタをしたまま電子レンジで温める事が

出来、冷蔵・冷凍のどちらにも使えるので、便利だと思いますし、タッパーの大きさも数種類あるので、用途に合わせて使い分けが出来ます。タッパーはきちんと重なり合うので、冷蔵庫内もスッキリ収納する事が出来、使い勝手が良い商品だと思います。

♪ ♪ ♪ ♪ ♪

病院診療所 匿名

4月より心機一転、職場で使う文房具をそろえるべく100円ショップに通い始めました。最近は、ツルハドラック内に100円ショップがあってビックリしました。

さて、「おすすめの100均グッズ」ですが、ダイソーのパソコン用マウスで商品名「マウス(ゲーム用)」です。値段は100円ではなく500円になります。

スペックはというと光学センサー、右クリック、左クリック、ホイールはもちろんですが、左側面には「戻る・進む」ボタンまで付いています。さらに、何色かのLEDイルミネーション機能が搭載されていて、マウスの割れ目から漏れ出す光は、まさにNT-Dを発動したガンダムUCみたいです。マウスの色は黒色なのでバンシィですね。

ただ、LEDは「ON・OFF」できないため常に虹色に光り輝いていますので職場には不向きです。

今後は、「Bluetoothマウス」というものがあるようですので、こちらもチェックしてみたいと思います。

♪ ♪ ♪ ♪ ♪

保険薬局 H.K

100均にはよく行きます。何か目的の商品が

テーマ：おすすめの100均グッズ



あってというよりは、何かいいのがないかな～と行った感じでちょこちょこ見に行っています。

今一番買うのは子供のおもちゃです。乳幼児期の子育てグッズは、その時期だけ必要なものが多く、高いものを買っても仕方ないので、100均で買えるととても助かります。壊れても、汚れても、ま～100均だしいいか！と気楽に使えます。

侮ることなかれ、デザインも可愛いし、しっかり子供の心を掴むポイントが満載です。生活の便利グッズだけでなく、子育て味方でもある100均。これからも頼っていこうと思います。

次号の「話題のひろば」のテーマは、
『東京オリンピック・パラリンピックを
見て思うこと』です。
ご意見は県薬事務局へFAXかEメールで。

投稿について

* ご意見の掲載に当り記銘について下記項目からお選び、原稿と一緒にお知らせください。

(1) 記銘について

- | | |
|---------|---------|
| ①フルネームで | ②イニシャルで |
| ③匿名 | ④ペンネームで |

(2) 所属について

- | | |
|--------|--------|
| ①保険薬局 | ②病院診療所 |
| ③一般販売業 | ④卸売販売業 |
| ⑤MR | ⑥行政 |
| ⑦教育・研究 | ⑧その他 |

* 誌面の関係で掲載できない場合のあることをご了承ください。



職場紹介



つくし薬局柳原店（北上薬剤師会）

こんにちは。つくし薬局柳原店は、北上市のさくら通りからさくらホール方面へ、さらに奥へ進んだ住宅街の一角にあります。「みやもと皮膚科クリニック」様が隣にございまして、その処方箋を中心に受付けさせて頂いております。月曜・土曜日は9時から17時まで、火曜から金曜日は9時から18時までが営業時間となっております。現在は薬剤師3名、医療事務2名が在籍しています。今年の4月に開局して、早2ヵ月が経ちましたが、少しずつ地域の方達にも認知されてきております。

当薬局の一番の特徴は、薬局内にカフェスペースがある事です。処方箋を出して、薬をお待ちの間など、コーヒーや紅茶を飲みながらゆったり過ごして欲しいという想いから、こういった店舗をつくる運びとなりました。コーヒーなど飲み物の他に、お菓子もいくつか販売しており、北上市にございます「ケーキ屋 Shimizu」様のご協力もあって、小麦粉不使用でアレルギー対応のフィナンシェやサブレなどの販売も行っております。皮膚科の前でアレルギーをお持ちの患者さん多いので、そういった方達にも非常に喜ばれています。また、「株式会社 一步」様で販売を行っている、ジェリーズポップコーンの取り扱いもあり、たくさんのフレーバーから選ぶことも出来て、幅広い世代の方々に人気です。開局して2ヵ月ちょっとですが、カフェのみのご利用の方もいらっしゃって、「少し気になって寄ってみた～」などお声を頂き、とてもうれしい限りです。処方箋がなくても地域の方が利用できる、安らぎの場所になればと思っております。

また住宅街に位置しているため、お近くにお住いの方に、処方箋を持ってきて頂くことも増えて参りました。当薬局ではアプリ「EPARK お薬手帳」を活用し、あらかじめ処方された薬剤の準備を行い、できるだけ薬の不足などでご迷惑をおかけしないように努めております。

コロナ禍ですので、現段階では難しいですが、今後イベントなど開催して地域の健康の発信拠点としても、地域の皆様方の健康を支えていきたいと考えております。まだまだ未完成な店舗ですので、スタッフ一同より良い薬局づくりに努めていく所存でございます。県内の皆様も、北上地区の薬剤師の皆様も今後ともよろしくお願いいたします。



〒024-0083 北上市柳原町 5-12-16
TEL:0197-62-5611 FAX:0197-62-5612

津軽石やさしい薬局（宮古薬剤師会）

宮古市にある津軽石やさしい薬局と申します。
昨年9月に開局した新しい薬局でございます。

開局の際は、たくさんのお花や、激励のお言葉をいただきました。本当にありがとうございます。
この場を借りてあらためてお礼を述べさせていただきます。

広い宮古市の中心部を外れ、最南部に立地しております。東日本大震災で大きな津波の被害を受けた地域でもあります。しかし、そんな地域でも、力強く、また、朗らかに暮らす地域住民の方々のお力になりたいと考え、日々、活動しております。

当店の売上ナンバーワンの商品は、一般用医薬品でもなく、サプリメントでもなく、菓子パンなのです。一度にたくさん買っていただける方が多く、売り切れ続出です。菓子パンはカロリーが高いので、「食べすぎ注意ですよ！」とはお伝えさせていただいておりますが、血糖値とかコレステロールとか、ちょっと心配しております。

また、宮古市は海の街なので、塩分摂取量が多い地域であります。減塩の取り組みも地域柄、大きな課題であると考えます。まずは、自らの体調管理を実践し、患者様の模範となれるように、このたるんだアラフォー（筆者）のお腹の引き締めに取り組んでいく所存です。

そして、処方箋調剤だけではなく、地域の憩いの場になれるように、いろいろなサービスを行っていきたいと考えています。今後は、産直野菜代行販売や、子供向けの化学実験体験教室など、新しい取り組みを提案、実施することで、地域の方々と密に触れ合っていきたいと模索しております。

地域住民の皆様とともに過ごし、地域のかかりつけ薬局として選んでいただけるよう、日々をがんばって暮らしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



〒027-0203 宮古市津軽石 5-79-19

TEL:0193-65-7780 FAX:0193-65-7781



会員の動き



会員の動き（令和3年5月1日～令和3年6月30日）

☆会員登録の変更について

勤務先・自宅住所・雑誌発送先・薬剤師区分等に変更があった場合は、変更報告書（3枚複写）を提出していただく必要があります。電話等で県薬事務局に用紙を請求して下さい。

☆退会について

退会を希望される場合は、退会届（3枚複写）を提出していただく必要があります。県薬事務局まで連絡をお願いします。

（5月 入会）

地域	業 態	氏 名 勤 務 先	〒	勤 務 先 住 所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	出 身 校 卒業年度
盛岡	6	小 原 綾璃咲 薬王堂薬局西徳田店	028-3603	紫波郡矢巾町西徳田6-144	019-681-7361	019-681-7362	岩手医科 H28
盛岡	賛	アポクリート株式会社	170-0013	豊島区東池袋四丁目5番2号 ライズアリーナビル 11階	03-5985-1189		
盛岡	6	池 永 祐 介 トマト薬局北飯岡店	020-0857	盛岡市北飯岡3丁目20番32号	019-618-2657	019-618-6469	北里大 H16
盛岡	6	北 田 亜沙里 本町薬局	020-0015	盛岡市本町通一丁目9-28	019-652-8200	019-652-3322	新薬大 H18
盛岡	6	仲 谷 早 紀 盛岡赤十字病院	020-8560	盛岡市三本柳6地割1-1	019-637-3111	019-637-3801	岩手医科 R1
花巻	6	福 田 晃 永 サカモト薬局健康館	025-0038	花巻市不動町一丁目2番5	0198-21-5454	0198-21-4747	岩手医科 R2
花巻	7	伊 藤 圭 太 岩手県立遠野病院	028-0541	遠野市松崎町白岩14-74	0198-62-2222	0198-62-0113	岩手医科 R2
花巻	6	多 田 均 遠野駅前薬局	028-0522	遠野市新穀町3-1	0198-63-3300	0198-60-1234	北薬大 S55
北上	6	村 上 侑 希 おおぞら薬局	024-0083	北上市柳原町4-15-29	0197-65-2202	0197-65-3373	岩手医科 H28
北上	6	大 方 彩 さわやか薬局	024-0043	北上市立花10-48-7	0197-65-5000	0197-64-3000	東北医薬 H24
北上	7	畑 中 大 知 岩手県立中部病院	024-8507	北上市村崎野17地割10番地	0197-71-1511	0197-71-1414	岩手医科 H25
奥州	6	千 葉 環 いちご薬局	023-0813	奥州市水沢中町55	0197-51-1515	0197-51-1516	岩手医科 R2
奥州	6	平 間 裕 輝 うさぎ調剤薬局	023-0054	奥州市水沢吉小路3-3	0197-51-7070	0197-51-7071	岩手医科 H29
奥州	6	菱 谷 ほのか ふれあい薬局	023-0403	奥州市胆沢若柳字甘草324番地	0197-41-4110	0197-46-5150	東北医薬 R2
一関	4	渡 辺 俊 アイン薬局東山町店	029-0302	一関市東山町長坂字町388	0191-48-4630	0191-48-4631	昭和大 R1
気仙	4	小 林 直 史 調剤薬局ツルハドラッグ高田北店	029-2203	陸前高田市竹駒町字滝の里15番地1	0192-54-4268	0192-54-4268	富山大 H23
気仙	6	鈴 木 敏 晃 そうごう薬局高田店	029-2205	陸前高田市高田町字太田63番地（T521-3）	0192-53-2251	0192-53-2252	東北医薬 R2
宮古	4	小 林 大 介 宮古調剤薬局	027-0096	宮古市崎嶺ヶ崎1-11-33	0193-71-1289	0193-63-8167	城西大 H25
二戸	7	富 樫 真 澄 岩手県立二戸病院	028-6193	二戸市堀野字大川原毛38番地2	0195-23-2191	0195-23-2834	岩手医科 R2

(6月 入会)

地域	業態	氏 名 勤 務 先	〒	勤 務 先 住 所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	出 身 校 卒業年度
盛岡	6	芳 賀 優貴子 本宮センター薬局	020-0857	盛岡市北飯岡1-2-71	019-656-5867	019-656-5868	青森大 R1
盛岡	賛	餘 日 義 信 共立医科器械(株)	020-0013	盛岡市愛宕町15番9号	019-623-1205	019-652-8977	
盛岡	6	富 士 彩 乃 つくし薬局盛岡駅前店	020-0034	盛岡市盛岡駅前通14番9号 平戸屋ビル1階	019-601-7654	019-601-7655	東北医薬 R2
盛岡	4	伊勢澤 園 子 かるがも薬局	020-0021	盛岡市中央通1-14-43	019-652-2422	019-652-0207	東北薬大 H4
盛岡	4	菊 池 千 景 むかいなかの調剤薬局	020-0851	盛岡市向中野2丁目54-12	019-631-3100	019-631-3344	武庫川大 H16
盛岡	6	神 田 健太郎 どんぐり薬局あいのの	028-3605	紫波郡矢巾町間野々第9地割227	019-656-1470	019-656-1480	岩手医科 H29
花巻	7	丸 藤 宗 晴 総合花巻病院	025-0082	花巻市御田屋町4-56	0198-23-3311	0198-22-4452	岩手医科 R1
花巻	6	長 澤 武 大 つくし薬局遠野病院前店	028-0541	遠野市松崎町白岩15地割13番地11	0198-66-3300	0198-66-3301	岩手医科 R2
北上	6	新 堀 聖 つくし薬局柳原店	024-0083	北上市柳原町5丁目12番16号	0197-62-5611	0197-62-5612	岩手医科 R2
奥州	4	東海林 裕 江刺西大通り薬局	023-1103	奥州市江刺西大通り11-15	0197-36-8150	0197-36-8151	東北薬大 H25
一関	6	工 藤 鮎 美 やまぶき薬局	029-0131	一関市狐禅寺大平125-13	0191-31-1771	0191-31-1888	東北医薬 H16
一関	7	三 浦 はるか 岩手県立磐井病院	029-0131	一関市狐禅寺大平17	0191-23-3452	0191-23-9691	岩手医科 R2
一関	6	多 門 真 知 かたくり薬局	021-0006	一関市上坊6-36	0191-31-1771	0191-31-1888	東北医薬 R1
一関	1	市 谷 文 吾 千厩調剤薬局	029-0803	一関市千厩町千厩字草井沢43-1	0191-51-1666	0191-51-1660	東北薬大 H5
気仙	6	中 島 浩 貴 そうごう薬局高田店	029-2205	陸前高田市高田町字太田63番地 (T512-3)	0192-53-2251	0192-53-2252	名城大 H16
気仙	6	中 村 諠 真 つくし薬局猪川店	022-0004	大船渡市猪川町字中井沢10-10	0192-21-3663	0192-27-0066	岩手医科 R2
気仙	7	谷 地 真亜子 岩手県立大船渡病院	022-8512	大船渡市大船渡町字山馬越 10-1	0192-26-1111	0192-27-9285	岩手医科 H30
釜石	6	岡 村 敦 史 はまゆり調剤薬局	026-0025	釜石市大渡町2-6-17	0193-24-3671	0193-24-3672	北里大 H12
釜石	6	村 上 大 尚 おおぞら薬局	026-0025	釜石市大渡町2-6-12	0193-31-2030	0193-31-2031	東北医薬 R2
宮古	4	笠 間 琢 彌 アイン薬局宮古山口店	027-0063	宮古市山口5丁目295-7	0193-65-7137	0193-65-7182	日大 H27
宮古	6	藤 原 柚 紀 つくし薬局館合店	027-0077	宮古市館合町1-5	0193-71-1166	0193-64-2299	岩手医科 R1
二戸	6	府 金 実 花 つくし薬局一戸店	028-5312	二戸郡一戸町一戸字向町109-2	0195-43-3096	0195-43-3097	岩手医科 R2

(5月 変更)

地域	氏 名	変更事項	変 更 内 容
盛岡	吉 田 俊 之	勤務先	〒028-6193 二戸市堀野字大川原毛38番地2 岩手県立二戸病院 電話 0195-23-2191 FAX 0195-23-2834
盛岡	八 木 沙 織	勤務先	〒020-0834 盛岡市永井17地割33番地2 いわて飯岡駅前薬局 電話 019-656-1310 FAX 019-656-1311
盛岡	米 島 奈々実	勤務先	〒025-0065 花巻市星が丘1丁目8-20 ほしがおか・花城薬局 電話 0198-23-5388 FAX 0198-23-6066
盛岡	横 田 雅 子	勤務先	〒020-0834 盛岡市永井17-33-2 いわて飯岡駅前薬局 電話 019-656-1310 FAX 019-656-1311

地域	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
盛岡	田 屋 幸 恵	勤務先	〒020-0838 盛岡市津志田中央2丁目17-33 調剤薬局ツルハドラッグ盛岡津志田店 電話 019-637-9100 FAX 019-637-9200	
盛岡	金 森 暁 子	勤務先	〒020-0121 盛岡市月が丘3-29-1 かぶとむし薬局 電話 019-681-2333 FAX 019-681-2334	
盛岡	煙 山 信 夫	勤務先	〒020-0121 盛岡市月が丘二丁目5-21 エイシン薬局 電話 019-641-0454 FAX 019-601-9292	
盛岡	上 村 悠 太	勤務先	〒020-0015 盛岡市本町通1-8-13 藤島ビル 101 大手先口薬局 電話 019-601-3725 FAX 019-601-3726	
盛岡	斐 岩 明 子	勤務先及び地域	無従事	旧地域 花巻
盛岡	菅 原 峻	勤務先	〒020-0121 盛岡市月が丘1丁目29番7号 月が丘薬局 電話 019-648-3939 FAX 019-648-4500	
花巻	泉 彩 子	氏名	旧姓：宮	
北上	佐 藤 慎 平	勤務先及び地域	〒024-0083 北上市柳原町5丁目12番16号 つくし薬局柳原店 電話 0197-62-5611 FAX 0197-62-5612	旧地域 気仙
北上	田 中 圭 子	勤務先及び地域	〒024-0083 北上市柳原町5丁目12番16号 つくし薬局柳原店 電話 0197-62-5611 FAX 0197-62-5612	旧地域 花巻
北上	渋谷 臣穂子	勤務先	無従事	
奥州	深 澤 美 景	勤務先及び地域	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字五反町92番地1 つくし薬局さくらかわ店 電話 0197-34-1107 FAX 0197-34-1108	旧地域 一関
釜石	遠 藤 香 織	勤務先及び地域	〒028-1121 上閉伊郡大槌町小槌第23地割字寺野23番2 つくし薬局本店 電話 0193-42-8500 FAX 0193-42-8501	旧地域 花巻
宮古	福 士 恵	勤務先	〒027-0203 宮古市津軽石5-79-19 津軽石やさしい薬局 電話 0193-65-7780 FAX 0193-65-7781	

(6月 変更)

地域	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
北上	森 田 剛	地域		旧地域 花巻
気仙	細 川 明 子	勤務先	〒022-0004 大船渡市猪川町中井沢10-10 つくし薬局猪川店 電話 0192-21-3663 FAX 0192-27-0066	
気仙	我 妻 翼	勤務先	〒022-0001 大船渡市末崎町字平林75番1 つくし薬局細浦店 電話 0192-22-1333 FAX 0192-22-1778	
宮古	阿 部 美恵子	勤務先及び地域	〒027-0077 宮古市館合町1-5 つくし薬局館合店 電話 0193-71-1166 FAX 0193-64-2299	旧地域 釜石
宮古	立 花 等	勤務先	〒027-0096 宮古市崎嶺ヶ崎第5地割1-6 (株)バイタルネット宮古支店 電話 0193-63-5566 FAX 0193-64-0122	

5月退会

(盛岡) 佐藤 由梨、佐々木 建雄、都筑 朋英、佐藤 由美子 (奥州) 中村 真也
(一関) 武田 侑里香 (宮古) 松井 久仁彦、二階堂 久美子 (二戸) 近藤 幸美

6月退会

(盛岡) 熊谷 素子、山田 詩織、吉田 悦子、小野寺 壽和、工藤 由美、佐藤 愛弓、中村 頼子
(北上) 若山 利夫 (奥州) 高橋 翔 (一関) 小野寺 功、沖本 浩一 (気仙) 小又 千恵
(宮古) 池田 睦、中澤 学

会 員 数

	正 会 員	賛助会員	合 計
令和3年6月30日現在	1,738名	73名	1,811名
令和2年6月30日現在	1,724名	75名	1,799名



新たに指定された保険薬局

地域名	指定年月日	薬局名称	開設者名	〒	住所	TEL
盛岡	R3.06.01	調剤薬局ツルハドレッジ 紫波南店	八幡 政浩	028-3309	紫波町北日詰字大日堂40-1	019-681-3711
花巻	R3.06.01	つくし薬局東館店	菊池 優子	028-0515	遠野市東館町8-6	0198-68-3015
盛岡	R3.07.01	ひまわり薬局	柄澤 忍	020-0034	盛岡市盛岡駅前通14-21	019-654-6019
盛岡	R3.07.01	こまち薬局	柄澤 忍	020-0034	盛岡市盛岡駅前通9-10	019-652-7581
盛岡	R3.07.01	サンケア薬局 盛岡インター店	三上 章	020-0143	盛岡市上厨川横長根76-4	019-601-9134
一関	R3.07.01	薬王堂薬局山目店	西郷 辰弘	021-0053	一関市山目字中野52-1	0191-33-1185
釜石	R3.07.01	おおぞら薬局松倉店	金澤 英樹	026-0055	釜石市甲子町10-159-209	0193-27-7680
北上	R3.07.01	かじか薬局	岡野 紘之	029-5505	西和賀町湯本30-81-1	0197-84-2233



求人情報



受付日	種別	就労場所	求人者名・施設名	区分	勤務時間		休日	その他
					平日	土曜日		
R3.7.12	保険薬局	盛岡市長橋町38-10	サンケア薬局盛岡長橋店	常時	8:45～18:30	8:45～13:30	木曜、日曜、祝日	昇給有り、賞与有り、通勤手当、職務手当、精皆手当有り、パート可(8:45～18:30の間の6時間程度)
R3.7.6	保険薬局	宮古市実田二丁目5-9	有限会社 ミドリ薬局	常時	8:30～18:00 (木8:30～16:00)	8:30～12:30	日曜、祝日、他	昇給有り、賞与有り、通勤手当有り
R3.7.6	保険薬局	一関市山目字才天222-4	有限会社昆野調剤薬局	常時	8:30～18:30 (8時間)		日曜、祝日、他(週休二日制)、お盆、年末年始	勤務時間は要相談、昇給有り、賞与有り、通勤手当、時間外手当有り
R3.7.6	保険薬局	宮古市栄町2-4 宮古市小山田2-7-70 宮古市栄町1-62	健康堂薬局駅前店 健康堂薬局小山田店 健康堂薬局栄町店 ※いずれかに勤務	常時	9:00～17:30	9:00～13:00	日曜、祝日	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、薬剤師手当有り、パート可(就業時間応相談)
R3.7.6	保険薬局	一関市上坊6-36	創志白澤会	常時	9:00～18:00	9:00～13:00	日曜、祝日 土曜は隔週	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、管理薬剤師手当、住宅手当、扶養手当有り
R3.7.6	病院	一関市大手町3-36	医療法人博愛会 一関病院	常時	8:30～17:00	8:30～12:00	祝日、第1.3.5土曜、他	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、薬剤師手当有り
R3.7.6	保険薬局	一戸町西法寺字稲荷21-1	めぐみ薬局	常時	8:30～17:30 (水 8:30～17:00)	8:30～12:30	日曜、祝日、他	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、役職手当、職能手当、調整手当有り
R3.7.6	保険薬局	花巻市円万寺字下中野45-11	ゆぐち薬局	常時	9:00～18:00	9:00～12:30	日曜、祝日、他	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、役職手当、職能手当、調整手当有り
R3.7.6	保険薬局	大槌町小鎚27-3-4	(有)菊屋薬局	常時	9:00～18:00	9:00～13:00	水曜、日曜、祝日	通勤手当有り、パート可
R3.7.6	保険薬局	滝沢市大釜竹鼻163-14	すこやか薬局	常時	9:00～18:00	8:30～13:00	日曜、祝日、年末年始、夏期休暇	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、認定薬剤師手当有り
R3.7.6	病院	盛岡市下田字陣馬41-10	医療法人真彰会 ひめかみ病院	常時	8:30～17:15		土曜、日曜、祝日、お盆、年末年始、開院記念日	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、特殊業務手当、住宅手当、世帯主手当有り、当直勤務なし、オンコール業務なし、休日出勤なし、残業なし、調剤事務あり
R3.7.6	病院	下閉伊郡岩泉町岩泉字中家19-1	岩手県済生会岩泉病院	常時	8:30～17:15		土曜、日曜、祝日、夏季休暇、年末年始	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、勤地手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当、時間外勤務手当有り
R3.6.9	保険薬局	花巻市西大通り二丁目22-17	パール薬局	常時	8:30～18:30 (木8:30～13:00)	8:30～13:00	日曜、祝日、他	昇給有り、賞与有り、通勤手当、精働手当、住宅手当有り
R3.5.7	病院	紫波郡矢巾町広宮沢1-2-181	南昌病院	常時	8:30～17:15		土曜、日曜、祝日、お盆、年末年始	昇給有り、賞与有り、通勤手当、資格手当、調整手当有り
R3.5.7	病院	紫波郡矢巾町広宮沢1-2-181	南昌病院	パート	8:30～17:00 (6時間程度)		土曜、日曜、祝日、他	通勤手当有り
R3.5.7	保険薬局	北上市諏訪町2-5-42	ファースト調剤薬局	常時	8:45～18:00 (木8:45～16:45)	8:45～13:00	日曜、祝日(週休二日制)、お盆、年末年始	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、精働手当、管理手当有り
R3.5.7	病院	盛岡市西松園三丁目22-3	医療法人共生会 松園第二病院	常時	8:30～17:15 (水 8:30～12:30)	8:30～12:30	日曜、祝日、水曜、土曜午後当番制	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、職務手当有り
R3.5.7	病院	盛岡市肴町2-28	栃内病院	常時	8:30～17:00	8:30～12:30	日曜、祝日、他(4週6休シフト制)、年末年始、夏期休暇	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、住宅手当、クリーニング手当、駐車場手当有り

受付日	種別	就労場所	求人者名・施設名	区分	勤務時間		休日	その他
					平日	土曜日		
R3.5.7	病院	西和賀町沢内字大野13-3-12	町立西和賀さわうち病院	常時	8:30～17:15		土曜、日曜、祝日	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、特殊勤務手当、住宅手当、扶養手当有り、公務員共済加入
R3.5.7	保険薬局	盛岡市愛宕町2-38	あたご薬局	常時	8:45～18:15	8:45～13:15	日曜、祝日、他	昇給有り、賞与有り、通勤手当、薬剤師手当、皆勤手当有り
R3.5.7	保険薬局	北上市北鬼柳22-36-11	すずらん薬局	常時	8:30～18:30		日曜、祝日、他(週休二日シフト制)	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、薬剤師手当有り、パート可
R3.4.26	病院	釜石市定内町2-7-1	独立行政法人国立病院機構釜石病院	常時	8:30～17:15		土曜、日曜、祝日、年末年始、リフレッシュ休暇、特別休日	賞与有り、退職金有り、通勤手当、住居手当、宿日直手当、超過勤務手当有り
R3.4.22	保険薬局	盛岡市上田1丁目20-1	あおば薬局 桜小路店	常時	9:00～18:00 (木9:00～13:00)	9:00～13:00	日曜、祝日	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、薬剤師手当有り
R3.4.16	病院	遠野市青笹町中沢5-5	遠野はやちねホスピタル	常時	8:30～17:15		土曜、日曜、祝日、他、年末年始、開院記念日	昇給有り、賞与有り、退職金有り、通勤手当、職務手当、住宅手当、家族手当有り、定時終業(残業なし)

■岩手県薬剤師会【薬剤師無料職業紹介所】では、求人、求職ともそれぞれ、「求人票」、「求職票」を登録のうえでのご紹介となっております。登録をご希望のかたは、直接来館または、「求人票」「求職票」を送付いたしますので県薬事務局（電話 019-622-2467）までご連絡ください。受付時間は（月～金／9時～12時、13時～17時）です。なお、登録については受付日～三ヶ月間（登録継続の連絡があった場合を除く）とします。



図書紹介

No.	図書名	発行	判	型	定価	会員価格
1.	居宅療養管理指導マニュアル第4版	じほう	A4判	128頁	3,300円(税込)	2,970円(税込)
2.	第十八改正日本薬局方	じほう	B5判	3,094頁	33,000円(税込)	29,700円(税込)
3.	第十八改正日本薬局方・医薬品情報 JPDI 2021セット版	じほう	B5判	3,094頁(条文) 1,008頁(JPDI)	38,500円(税込)	34,650円(税込)

送料 No.1～No.3について

- ①県薬及び地域薬剤師会に一括送付の場合無料
- ②個人の場合10冊以上を一括同一箇所に送付する場合は無料
- ③1～9冊までは、一律550円（税込）

☆図書の購入申し込みは、専用の申し込み用紙で、県薬事務局までFAXして下さい。
専用の申し込み用紙は、県薬ホームページ会員のページからダウンロードしてご利用下さい。

県薬ホームページ <http://www.iwayaku.or.jp/>

会員のページ ユーザー名 iwayaku
パスワード ipa2210

編集後記

いよいよオリンピックが始まります。開催することに賛否両論あるかとは思いますが、それはさておき・・・

柔道・体操・水泳・レスリングなどメダル獲得数の多い競技は当然日本選手の活躍が期待できそうです。さらにこのところのオリンピックでのメダル獲得している卓球・バドミントンなど世界ランキング上位の選手の試合が楽しみです。復活した競技や新しい競技など見どころはたくさんありそうです。

個人的には岩手国体に来県した今回新競技のスポーツライミングの野口選手を応援したいと思っています。

余談ですが、私の名前は東京オリンピックからとったものだそうです。

コロナ禍のオリンピックですが、感染の拡大しないことを祈りつつ、テレビの前で応援したいと思います。がんばれ、日本！

(編集委員 川目 聖子)

・・・ お知らせ ・・・

岩手県薬剤師会館はお盆のため令和3年8月15日(日)、16日(月)は休館いたします。

(一社) 岩手県薬剤師会ホームページ <http://www.iwayaku.or.jp/>

「会員のページ」ユーザー名 iwayaku
パスワード ipa2210

「イーハトーブ」は、会員相互の意見や情報の交換の場です。

会員の皆様からの投稿・意見・要望をお待ちしております。

投稿・意見・要望あて先 県薬事務局 TEL 019-622-2467 FAX 019-653-2273

e-mail ipalhead@rose.ocn.ne.jp

(アイ・ピー・エー・イチ・エイチ・イー・エー・ディー)

表紙の写真

去年、震災後10年を迎えた陸前高田市で行われた三陸花火大会の花火です。最後の花火が散った後の静寂に、震災前の記憶、鎮魂への祈り、復興への思い、いろいろな思いがあふれていました。街並みがどんどん変化し新しくなっていく中に、変わらずあるものも、これから増えていったらいいと思います。

(菊池 悠実)

編 集	担当副会長	金澤貴子
	担当理事	高林江美、川目聖子、高橋めぐみ
	編集委員	川目聖子、高野浩史、安倍 奨、佐々木拓弥、鷹觜直佑
	地域薬剤師会編集委員	高野浩史(盛岡)、高橋めぐみ(花巻)、腰山裕美(北上)、 千葉千香子(奥州)、村上達郎(一関)、金野良則(気仙)、 柵山敬司(釜石)、高濱志保(宮古)、新渕純司(久慈)、金澤 悟(二戸)

イーハトーブ～岩手県薬剤師会誌～ 第86号

第86号(奇数月1回末日発行)

令和3年7月30日 印刷

令和3年7月31日 発行

発行者 一般社団法人 岩手県薬剤師会

会長 畑澤博巳

発行所 一般社団法人 岩手県薬剤師会

〒020-0876 盛岡市馬場町3番12号

TEL (019) 622-2467 FAX (019) 653-2273

e-mail ipalhead@rose.ocn.ne.jp

印刷所 杜陵高速印刷株式会社

〒020-0811 盛岡市川目町23番2号 盛岡中央工業団地

TEL (019) 651-2110 FAX (019) 654-1084

保障が充実。 なのに、ムダがない アフラックの医療保険。



ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく最適な保障を備えていただけます。

特長
1

基本保障

三大疾病^(※1)による長期入院は
日数無制限で保障。短期入院^(※2)でも
一律10日分の入院給付金を、
日帰り手術でも、手術給付金に加え、
通院給付金をお受取りいただけます。

(※1)三大疾病とは、がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患を指します。(※2)日帰り入院を含む10日以内の入院の場合

特長
2

選べる特約

三大疾病で手術または入院をしたとき^(※3)に
一時金をお受取りいただけます。また、糖尿病の
合併症などの特定生活習慣病^(※4)にも
手厚く備えることができます。

(※3)がん(悪性新生物)の場合は、診断確定されたときを含みます。(※4)特定生活習慣病とは、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症を指します。

特長
3

選べるプラン

所定の条件を
満たした場合、
3年に1度「健康祝金」を
お受取りいただけます。

※「健康祝金ありプラン」に「三大疾病一時金特約」と「特定生活習慣病保障特約」を付加した場合の特長

〈医療保険 EVER Prime(健康祝金ありプラン)〉

入院給付金日額/三大疾病無制限入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 外来手術増額特則付き 保険期間:終身

●契約年齢:0歳~満85歳まで●

※ご契約内容により異なります。

入院	疾病・災害 入院給付金	10日以内の場合 一律10日分	5万円	11日以上の場合 1日につき	5,000円
	三大疾病無制限 入院給付金	三大疾病で疾病・災害入院給付金の 支払限度日数を超える 入院をしたとき	1日につき	5,000円	
手術	手術給付金	外来手術 (特定手術を除く)	1回につき	5万円	終身
		入院手術 (特定手術を除く)	1回につき	5万円	
放射線治療	放射線治療 給付金	特定手術 がん(悪性新生物)に対する 開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など	1回につき	20万円	終身
放射線治療	放射線治療 給付金		1回につき	5万円	
通院	疾病・災害 通院給付金		1日につき	5,000円	
祝金	健康祝金 ^(※5)	所定の条件を満たした場合	3年ごとに	2.5万円	

月払保険料例【個別取扱】

左記プランの場合
入院給付金支払限度:60日型
保険料払込期間:終身 定額タイプ
三大疾病保険料払込免除特約付き

契約日 の 満年齢	男 性	女 性
20歳	2,670円	2,940円
30歳	3,365円	3,570円
40歳	4,480円	4,310円
50歳	7,150円	6,065円
60歳	12,160円	9,130円
70歳	18,590円	13,355円
80歳	24,640円	18,775円

⊕ ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 免除事由に該当したとき
以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※5) 90歳となる年単位の契約応当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。

※三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

⊕
プラス

選べる特約 特約で三大疾病や生活習慣病への備えなど、保障を強化できます。

●女性特定手術特約 ●三大疾病一時金特約 ●特定生活習慣病保障特約 ●就労所得保障一時金特約 ●精神疾患保障一時金特約
●介護一時金特約 ●認知症介護一時金特約 ●ケガの特約 ●総合先進医療特約 ●入院一時金特約 ●終身特約

※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

2021年1月18日現在

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 盛岡支店

ナカイ 保険

検索

〒020-0025 盛岡市大沢川原3丁目8-40 パレスこずかた橋1F
TEL:019-652-3261(代) FAX:019-652-3275

フリーダイヤル(通話料無料)



0120-523-261

受付時間/9:00~18:00(土・日・祝除く)

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

アフラック

盛岡支店

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13F

当社保険に関するお問合わせ:各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

P20172 AF ツール-2020-0348-2104018 11月11日

感染対策をしっかりとしましょう



®わんこきょうだい